

平成 25 年 3 月 14 日（木曜日）

平成 25 年度予算審査特別委員会会議録

（第 1 日目）

平成25年度当初予算審査特別委員会会議録第1号

平成25年3月14日（木曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（13名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	阿部建君	山内昇一君
	山内孝樹君	星喜美男君
	小山幸七君	大瀧りう子君
	鈴木春光君	三浦清人君
	西條栄福君	

欠席委員（1名）

及川均君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者兼 出納室長	佐藤秀一君
総務課長	佐藤徳憲君
復興企画課長	三浦清隆君
復興事業推進課長	及川明君
復興事業推進課参事 兼用地対策室長	佐藤孝志君
町民税務課長	阿部俊光君

保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
上下水道事業所長	三浦源一郎君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤広志君
総合支所長 町民福祉課長	菅原みよし君
公立志津川病院 事務局長	横山孝明君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤知樹君
総務課主管 兼財政係長	佐藤宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	芳賀俊幸君
生涯学習課長	及川庄弥君

監査委員部局

代表監査委員	首藤勝助君
事務局長	阿部敏克君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤徳憲君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	高橋一清君
------	-------

事務局職員出席者

事務局長	阿部敏克
------	------

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦勝美

午前10時23分 開会

○委員長（菅原辰雄君） ただいま、当初予算審査特別委員会委員長に選任いただきました菅原でございます。委員各位には、慎重かつ活発な審議の展開をいたしますとともに、委員会の円滑な運営にご協力をお願いを申し上げまして、就任の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は13人であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

欠席委員、及川 均委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましても歳入歳出一括・収入支出一括で行いたいと思います。

一般会計の審査の方法については昨年同様、初めに歳入歳出別に款ごとに区切って各担当課長による細部説明を行います。その後、款ごとに質疑を行い、質疑が終了した時点で次の款に移り、引き続き担当課長による細部説明と質疑を行い、これを繰り返しながら進めてまいりたいと思います。

なお、一般会計の款ごとの区分は、既に配付しております平成25年度当初予算審査特別委員会審査予定表を参照いただきます。

このことについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのようにとり進めることといたします。

それでは、議案第36号平成25年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

これより、歳入歳出に対する細部説明及び質疑に入ります。細部説明及び質疑は、歳入歳出別に款ごとに区切って行います。細部説明は、各担当課長からさせますが、個々に指名いたしませんので、順次挙手の後説明をお願いいたします。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

歳入に対する細部説明及び質疑に入ります。

初めに、1款町税、14ページ、15ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） おはようございます。歳入に入ります前に、2ページに予算規模が
ございますので、震災関連分と通常分の内訳ができましたので、お知らせをしたいと思いま
す。

今回の予算規模664億円でございますけれども、そのうち震災関連分が598億6,400万円とい
う額になります。通常の前算分が66億500万円ということで、震災関連分が約9割というよう
な25年度の一般会計前算でございます。

それから、9ページ、10ページでございますが、債務負担行為につきましては、歳出の際に
改めてご説明をさせていただきます。

それから、10ページの地方債につきましては、20款の町債の際に説明をさせていただきます
す。

それでは、歳入の町税のほうに入らせていただきますので、14ページ、15ページをお開きい
ただきたいと思えます。

町民税の個人、法人でございますけれども、個人の現年分でございますが、均等割、所得割
それぞれ調定見込額の98%を前算計上してございます。それから、法人分でございますが、均
等割、税割でございますけれども、こちらのほうは99.5%を前算ということで提案をさせてい
ただいております。

それから、2項の固定資産税でございますが、こちらは土地・家屋・償却資産ということで
3億5,000万円ほどでございますけれども、そのうち収納率は95%ということで計上させてい
ただいております。

それから、3項の軽自動車税、地財計画に基づきまして、前年比28.76%増の計上をさせて
いただいております。

それから、4項のたばこ税でございますけれども、前年が5,200万円、本年度が9,900万円と
いうことで、4,700万円の増、約9割の増でございますけれども、震災後、工事関係者等もご
ざいまして消費量がふえてきたということで、前年比90%の増を見込んでございます。

それから、最後になります。5項の入湯税でございますけれども、前年比約4割の増とい
うことで計上させていただきました。

以上で、町税の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、1款町税の質疑に入ります。
10番大瀧委員。

○大瀧りう子委員 大変町の基本となる町税でございます。個人の町民税、これは前年はなかな

か基準にはならないと思うんですが、震災前の町民税と比較しまして、今どれぐらいの回復しているのかということをお聞きいたします。

それから、法人税についても、先ほどの説明ですと99.5%だという話ですが、両方あわせてどのようになっているのか質問いたします。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） おはようございます。

それでは、町民税、法人税の震災前と比較しての25年度当初の状況についてご回答を申し上げます。

おっしゃるように、震災後の23年度は非常な年でありましたので、比較をするというようなことはできないということで、22年度との比較と。個人町民税につきまして、今回歳入で1億6,100万円ということで予算を計上させていただいたところですが、22年度の予算規模と比べますと57%と、約半分ぐらいというふうになっております。同様に、法人町民税ですが、こちらについては震災前が約1億円の水準でございました。それが7,300万円ということでございますので、7割ぐらいまでと。むしろ法人につきましては、よく7割まで戻ったなというような実感をしてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 大変22年度から見ると約半分だと、そういうことで、法人税につきましても22年度は約1億円、今は7,300万円ということで、大変厳しいなと思っております。それで、今6月には税の申告が始まっているんですが、これを見越してこういう予算にしたんだと思うんですが、見通しといたしまして、明るい見通しになるのかどうかということですね、どういうふうに今感じているのかお願いしたいなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） この町民税の部分に関してなんですが、法人税につきましては、当然各事業所が税務署に申告をした結果、税割が幾ら入ってくるかということになりますので、なかなかその企業の経営活動がどこまで戻っているかということまでは、当課のほうでは把握してございません。

それから、個人町民税のほうなんですけれども、委員おっしゃるように、今申告中ということで、これが6月にならないと個人所得が確定をしないわけですが、今回1億5,700万円の現年分につきましては、安全を見越してやや低目にとというのが実は正直なところでございます。所得が確定をしていないので、はっきりとした数字を当初からちょっと出すというのは問題だ

ということで、若干低目には設定をさせてもらっております。ただ、がんばる漁業とか、それから瓦れきの賃金、今まで個人事業として漁業の申告をされていた方が、去年漁業に従事できなかったために、そういう給与所得者に一時的になったという方がたくさんございまして、その給与所得の分が、我々が見込んでいたよりも思ったより多いかもしれないというふうなことで、所得が確定しましたらば、この町民税につきましては、もしかすると私の期待も含めてなんですが、どこかの時点で増額補正できればいいなというふうに考えておりますが、現段階でのこの一億五、六千万円の水準につきましては、クリアできるものと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 それでお尋ねするんですが、町民税、こういうことでこれ以上の負担にならないかなと思いついて聞いておりました。新しい税が出て、それを見越してということなので、町の財産となるこの町民税、本当に皆さん大変な中で生活しておりますので、ぜひきちんとした無駄のない使い方を私たちも検証しながらやっていきたいと思っております。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにありませんか。阿部委員。

○阿部 建委員 2項の固定資産税、関連になりますが、この大震災によって相当の建物等を壊滅的に失っているわけですが、そのような中で、法人税にも関係すると思いますが、グループ補助がこの気仙沼、本吉でほとんど申請どおりに認められたと。それによって相当の工場が再建されると、もう3社ですか、1億5,000万円だとかね。それに対する今後の固定資産税の見通しについて、どういうふうに課長が考えているか。できれば、グループ補助の建物に対する固定資産税の賦課に対する関係がどの程度震災前よりも相当多くなると思います。そのような中で、かなりの固定資産税が多くなってくのではないのかなと、そういうふうに思うわけですが、どの程度のグループ補助が認められて、どの程度の建物が予想されて、どの程度の税収に反映するのか、それらをわかる範囲で説明を願いたい。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） グループ補助というその事業全体の部分につきましては、産業振興課長のほうからフォローしていただければというふうに思いますが、まずこのグループ補助という制度を使って設置をした償却資産につきましては、2つのハードルがあります。1つは名義が同じであるということ、それから面積が同じ、加工場とか作業場とか震災前に100坪だったものがグループ補助で同じく100坪つくるというような、その2つの要件をクリアできれば、税法等の特例で一定期間の減免があります。逆に、そのハードルを越えてしまった部分

につきましては、当然今施設保有漁協さんのほうで、相当な額の償却資産を集計中ということで、実はもう3月になりましたけれども、2月前から、そろそろ数字だけでも教えてくれというようなことでは漁協のほうに申し出をしておるんですけれども、数字はよこさないんだけど、固定資産税は減免してくれというような要望などもいただきまして、何を根拠に判断したらいいんだろうかなということで迷っておるんですけれども、ただ組合長さんの話ですと、南三陸が一番船とかをいっぱい入れたというようなことも伺っておりますので、5,000万円ぐらいは当て込んでもいいのかなと、償却資産ですね。はっきり漁協さんのほうから数字が来ていないんですけれども、逆算すればそれぐらいなのかなというふうに思っておりますが、いずれはっきり申告書が上がってきておりませんので、詳細についてはそういった感じとさせていただきます。

それから、固定資産全体の見通し、当分どうなんだろうということになりますけれども、企業や漁協の償却資産だけではなくて、個人の住宅再建、そういったものが今後の復興の進展とあわせてどの程度進むかということによって、固定資産税のほうにも反映してまいりますので、そこは状況を見守りたいというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） グループ化補助の関係のフォローということでございましたが、今手元にそのグループ補助化補助事業の資料を持ってまいりませんでしたので、後刻報告したいと思っておりますので、ご了承をお願いします。金額等に関しても、その資料を一切持ってまいりませんでしたので、申しわけございませんが後でお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部委員。

○阿部 建委員 現段階では、ただいま答弁があったように、まだはっきり把握していないということですが、漁協の関係だけ私が独自に注目しているのは商工業者、これは産業振興課長のほうだ。どちらかといえばこれはかなり多くの商工人が、このグループ補助が認められております。それで、例えば新しくであれば、今までの評価が例えば1,000万円しかなかった法人が、1億円になるか2億円ぐらいと、同じね。それはわかっています。面積と名義人が合致しなければ、その古いのと新しいのとやっぱり全然違いますから、私は相当のそこに幅が出てくるのではないかと。今まで1,000円しか評価額がなかったものが、新しく建てれば今の金額で1億円ぐらいと10倍ぐらいになってくるのかなと、そういうふうに考えるわけです。それらの内容について、やはり見通しとかそういうものは少し、はっきりでなくてもその辺が把握していないのではないかなと思って質問したんですけれどもね。そういうことをよく確かめ

ておいたほうがいいのかと思います。それは、今後そんな感じでどう思いますか、その固定資産税のその範囲については。おおよそでも全然それらについては見通しはつかないんですか。震災前と、新たにみんな新しくしていくんですから、家も建て、倉庫も、店舗も、工場も、それらで随分おのずと違ってくるのではないですか、税収の関係は、固定資産税は。それを聞いているんです。どう思いますか。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 償却資産という部分だけではなくて、その固定資産税の土地家屋全体という観点からすれば、まさしく今がその税収の底でございますので、これからは上がる一方というふうに私は思いますし、当然国の復興の制度がついて、それに関連する予算もついているわけですから、当然それは上がってくるだろうと。震災前が7億5,000万円ぐらいの固定のレベル、水準でしたから、今回3億3,000万円ぐらいということで、先ほどその漁協関係のグループ補助のほかに、商工会関係、商業者のグループ補助もたくさんあるということで、それらについての試算というものも、時間をかければできるんですけども、中には6分の5の補助とか、いろいろその建物を建てるに当たって補助金をもらっているようなケースもございますので、少し単純な計算にはならないと思いますので、そこはどれくらい固定資産税に反映されるかというふうな部分を、数字として幾らというふうなお答えは今ではできないんですが、この二、三年で震災前まではいかないとは思いますが、毎年5,000万円から1億円ぐらいずつは上昇するのではないかなというふうに思っています。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今委員が言われるように、そのグループ化補助等に関しましては、震災前のその原形復旧が基本とはいうものの、これまで老朽化していた建物ですとか、あるいは老朽化していた設備を、原形復旧ですから規模的には同じ広さだとかという形にはなるんでしょうけれども、資産価値としては新しく建てかえれば、それはそれなりにふえると思います。それから、その設備等も古くなっているのを新しくすれば、それなりにふえると思いますが、あとは、ですからそれが何倍ぐらいふえているのかというのは、それはその償却資産だとかを申告していただかなければ、なかなかわからないところだと思いますが、私のほうのその産業振興関係では、おかげさまで新しくなりますので、資産価値そのものは従前よりはかなり上がっているものだと、このように期待はしております。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部委員。

○阿部 建委員 現段階ですので、その程度とは失礼ですが、それほどの説明なのかなと思いま

すが、商工業者のグループ補助、その金額はおわかりになりませんか。決定されて、この本町に、商工業者に認められている金額、相当なものだと思いますよ。おおよそでもいいです。全然わからないですか、その辺の金額ですよ、認められた。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 申しわけありません。その分の資料をそっくり持ってこなかったもので、後でご報告したいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 私もこの町税、固定資産税のことについてお伺いをいたしたいと思います。

税は、町の自主財源として最も重要な財源でございますから、それは税収がどうあるかということについては重々ご承知でございます。でありますけれども、まずもってお聞きしておきたいのは、今回のここに計上されている数字は、税を免除した、つまり仮設住宅というか被災者を除いた税収の計上なのか。それから、3年に1回たしか税率の見直しがあったと思うんですけれども、その課税率は幾らぐらいになっているのか、とりあえずその辺をお聞きいたしたいなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 2点目のその評価がえに伴っての課税率というようなことですが、恐らく土地のことだとは思いますが、今回の当初の3億3,000万円の中の土地の分につきましては、7,300万円を見込んでございます。震災の前ですと、土地の分で2億円ぐらい構成していたので、3分の1近くまで土地だけで落ちていると。これは、委員もご存じだと思いますが、浸水区域につきましては、現況が2年前と変わらなければ課税免除というようなことで、もう課税の客体が存在しないということから、そこまで下がるということでございます。それから、各税目にわたっての被災者に対する減免を見込んだ予算なのかどうかということなんですけれども、基本的には減免というのは、現在固定資産税の部分と、それから軽自動車の3年目に限定されておまして、住民税につきましては減免は制度が終わっております。ですから、所得によって課税される方、されない方が出てくると。ただし、雑損控除というものが3年から5年に延びましたので、被災された方はそのほとんどの方が雑損控除を現在も繰越損失としてお持ちですので、そのフィルターをくぐすということになりますので、町民税あるいは所得税につきましては大幅に縮減されるというふうな仕組みになっております。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 まず、なぜこうしたお尋ねをするかということ、見直し、例えば今被災者は減免

対象というか免除の対象にしておると。しからば、その震災以外の課税かなというような受けとめ方をせざるを得ないんですけれども、その税率、変動率というか、あるいは平均地価価格、それによつての課税率なんだけれども、当町ではその課税率はどういうふうなことになるか。つまり、3年に1度の見直しと前段申し上げましたけれども、それも震災後もその率でいっているのかどうかということでございます。なぜならば、その土地の基準価格とする価格が、震災後ずっと下がっておるものですから、町はその辺をどういうふうと考えて対応しているかということのご質問でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） まず、税率に関してですけれども、税率は基本的に変わってございません。それから、地価の変動に対するその課税率ということですが、課税率そのものはただいま申し上げましたように変わらないんですけれども、評価につきましては、一般質問でも若干委員にお答えをしたんですが、基本的には鑑定士の目による鑑定という価格をもとに算定をすることになっておりますので、その出された土地の評価額に対して、今回浸水をしたという特別な事情を考慮して、課税免除になるところは免除、それから課税になるところにつきましては、0.2から0.9までの幅を持たせた評価額の減額をしているというようなことでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 課長、その課税率を変えていないということは、3年に1回の見直しをずっと継続してきているという解釈になるわけなんですけれども、証拠を立証するものとして、私ここに24年、震災後です、9月20日の新聞でございますけれども、これは国交省で基準地価の宮城県内の変動率を掲げたものでございます。その中で、ここに大きな見出しの中に、基準地価は21年連続で下落していると、変動率はマイナス0.9%になっているんだと、県内は。そういうような大きな証明されるやつがあるんですけれども、南三陸町はここにも載っているんですけれども、その変動率がないということはいかかなものかなというような思いがするんです。なぜかという、評価基準によって税が課税されるものですから、そこが問題なんですよね。それで、最初から何%を下げているんですかということとその変動率はないということなんですけれども、大体前課長のときにこのことをお伺いしたことがあるんですけれども、何%ぐらい、大体3%ぐらいでずっときているのではないかなと。つまり、見直しはされていなかったのではないかなというふうな私は思いがするんですよ。震災後もこういうような変動率があるのに対して、なぜその課税をできるだけ、つまり自主財源確保のためかと思っておりますけれども、

納める方の立場からすれば容易なことではないわけです。それは、時代が変わって、いろいろな価格変動があって、山林にしてしかり、土地にしてしかり、あるいは生産するものにしてもしかりなんですけれども、相当な値段の下落ですよ。そういう中において、従来と同じような地価の評価、課税率の変動なしということになると、やっぱり納税義務者としては容易な話ではないんです。これは、地方税法だとか監査士の評価によるものだと申しますけれども、その監査士は地方の現状を把握しての評価なり課税を決めているのかどうかということなんです。そこに問題があるんです。課長ご存じか、あるいは町長ご存じかわかりませんが、TPPの問題で、どういうふうに農家・農民の人たちが、あるいは農協が陣頭に立って行動しているかということは、二、三日の大会を見てもおわかりだと思うんですけれども、あれは何もない、これ以上農家・農民を苦しめるのかという一つのデモンストレーションではありますけれども、昔だったら、あれは直訴ですよ、農民一揆ですよ、言うなれば。今は体裁よく赤い旗を立てて国会前をこの間も通っておったようでございますけれども、そういう現状認識の中に立って、どういうふうに納税義務者に優しく手当てをするかということも、やっぱり首長としても、あるいは担当課としてももちろん考えていただきたいというのが私は必要ではないかなと思います。それから、まずその辺をとにかく、そういうふうに思うんですけれども、これを今ここに提案したから、これを組み替え、見直しするというのは容易な話ではないかもしれませんが、こういうことを考えた納税義務者の手だても考えなければいけないのではないかなと、これは南三陸町被災者住民だけでなくして、被災をたまたま逃れたところであっても容易な生活状態ではないということから、私は国の基準あるいは宮城県の基準に沿って、いま少し見直しをして評価を下げるか、そういうふうにしないと、南三陸町の人たちが真綿で首ですよ。そういう実情が現在じわじわと押し寄せてきているということ、早くくみ取っていただきたい、認識していただきたいと思います。税率が変わっていない、評価が変わっていないということは、私はそういうことがこれから先心配です。それから、被災者が新しく家を建てているんだけど、固定資産税ぐらいたったら納めるのいいなと思って、また大きな家を建てている人もあちこちに見られるわけなんですけれども、それは個人の自由ですからいたし方ないんですけれども、それはやはり課税するほうからすれば財産取得になりますから、財産取得ということは固定資産税だけにかかるものではないということ、建築している人たちは認識が甘いところもあり得ると思うので、これから復旧・復興あるいは繁栄の時期になって、相当な困難を強いられるときが来るのではないかなと、見通しからして。そういうことも十分考慮に入れながら、ぜひこの予算計上してあっても、見直しすべき重大な課題だろうとい

うふうに私は思うんですけども、その辺についていま一度ご答弁をいただきたいなど。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 大きく分けますと、土地の評価なりというその部分、それから国や県の地価公示とかそれから地価調査、それが20年ぐらい連続して下落をしているのに、その割には南三陸は高いというようなお話なのかなというふうに解釈をいたしました。

本件につきましては、鈴木委員はかねてよりこの問題につきましてご意見を賜っておりますし、また歴代の税務担当課長がお答えをしていることと私は変わらない内容にはなるんですけども、改めまして繰り返しになりますが、あくまで鑑定の結果によるものと、それを使うということが評価の基準の大原則になっておりますので、そこはまず一定のご理解をいただきたい。それから、鑑定士の鑑定を頼む場合に、当然国・県の数字も下がっているということも考慮に入れて鑑定士さんは町の値段を決めていくというようなことになります。それに加えて、直近の場所で取引実例が幾らだったのかとか、あるいは価格形成要因として、新しく参酌するような公共施設ができたとか、あるいはお店ができたとか、そういうふうなものを総合的に勘案しながら、その町の土地を決めていくという手順になります。よく志津川は土地が高いというようなこともお話しをされますが、志津川には志津川の今の値段にたどり着くまでの長い歴史があったらと思うます。隣の市の商業地や、あるいは新興住宅地などと比べても、志津川のほうがよく高いというようなお話なんですけれども、やはりどこと比べて高いかではなくて、志津川は志津川、歌津は歌津、その町の中のいろいろな基準値との比較で値段が決まっていきますので、隣の市のどこよりも安くなければならないというようなことではないと思いますし、また、隣の市のそういう住宅地がどんどんこれから栄えてきて、近くに商業施設などもできれば、もしかすると志津川の土地よりもまたさらに高くなるかもしれません。それは、時々の鑑定士さんの目によるものでございますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

それから、ちょっと長くなりますが、これから家を建てていくということで、被災者の固定資産税の部分に関して緩和的など、そういうお考えはということなんですけれども、去年あたりから私のほうに、何人かの相談をいただいております。地元で家を建てたいと、家は建てたいんですけども、いずれ自分も年だから、子や孫に税金の負担を大きく残したくないので、これぐらいの面積でこれぐらいの家を建てると、子供や孫にどれぐらいの税金を残すんだろうというようなご相談がありました。この町に家を建てていただくだけでもありがたいのに、そういう先々の租税負担のことまで再建の設計の中に入れておられる方もいらっしゃるわけなんです。

で、そこは現行の制度の中できちんと賦課課税をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 鑑定士の信頼度が非常にウエートが大きいというような受けとめ方をせざるを得ないわけなんですけれども、先ほど新聞の何を見たんですけれども、国土交通省では24年9月19日、7月1日現在の都道府県の基準地価の調査結果を発表したと、こういうふうに載っている。東北6県の平均地価は、住宅地が3.6%、商業地が4.9%も下落したんだと、つまり住宅地は14年連続で下がっているし、商業地は21年連続のマイナスだと、こういうふうに前置きをしている中で、なぜ志津川町はそういうふうに地価が高いのかと。これは、町の繁栄あるいは被災者を地域に呼び戻す、来てくれるか、来てくれないかわかりませんが、そういうときに大きく左右するものではないかなというふうに思うから、あえて私は税のことについては余り言いたくないのでございますけれども、大切なことではございます。一般質問でも低減策のことで言いましたけれども、やっぱり戻ってくる人は、税が安いんだ、住みやすいんだ、いい人間関係があるんだ、つまりコミュニティーがあるところに戻りたいということからして、こういうことを言っていると思うんですけれども、そういうことを十分やっぱり考えて、ちなみに志津川町のその下げ幅、3年に1回ずつ見直しするんですけれども、私が前課長のときに調べたら3%ぐらいしかないんです。ずっとですよ、それが。3%の幅、ずっと。だから、今ここで恐々して言うんです。県の出先の振興事務所で調べたら、南三陸町と気仙沼は高いですね。小さな町でそんなに高くたって、私はいいのかなと。鑑定士が間違っていますよ。そういうことを十分考慮しながら、今後の税の課税率等々には十分検討されてほしいし、見直しもしていただきたいと、そんなふうに思い、そんなことを質問いたしまして終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 国・県の評価に対して、南三陸3%ぐらいの下げ幅だということですが、繰り返しになりますけれども、南三陸町の地形的な条件からいって、どうしてもやはり平らなところが少ないものですから、ベースとなる評価額がもともと高いということになりますので、そこから5%、7%一気に下げるといようなことは、これは基準上もできないということで、鑑定士さんがそのような鑑定結果を出すということで、機会があれば私のほうからも、町の鑑定に問題がないかどうかを、自分の勉強も含めて検証してみたいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにありますか。

では、暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部委員に対する答弁の保留がありましたので、担当課長より報告させます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 先ほどは失礼いたしました。

グループ化補助金の金額でございますが、第7次までの認定が終わっておりまして、補助金ベースで申し上げますと57億5,200万円だそうです。全部で205社が受けるそうです。以上でございます。失礼いたしました。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。

それでは、引き続き1款町税の質疑を続行いたします。高橋委員。

○高橋兼次委員 私もその固定資産税、前者の質問に類するようでございますが、この固定資産税は町税の中でもドル箱というところちょっと言葉は悪いかもかもしれませんが、大分町税の中ではウェートを占めているわけでございますが、この見通しとして、先ほど課長から説明があったのでございますが、多分ここ数年はぼんとふえるのかなと、全てのものが新しくなるわけでございますので、さらにその償却資産等々も、いろいろその機器類等も全て新しくなるので、相当ふえていくのかなというのが私の予想であります。そういう中で、グループ化のこともあったんですが、施設保有組合を経由して共同で作業場を建てる際に、この前の一般質問の中でも申したかと思うんですが、大分税の負担が大きいというようなことで、挙げた手も下げた方が大分あるようでございますが、そういう中で、固定資産税の減額、減免というものは考えることはできないものかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 共同で作業場をつくった場合などに対する減免ということですが、結論的にはこれは難しいと思います。まず、先ほど4番委員さんにもお答えしたんですが、名義要件と面積要件、これが震災前と合致しなければ減免の対象にならないということでございますので、それはご理解をいただきたい。それから、取得をするに当たりまして、市町村ごとにそのグループ補助の補助率が違うんですけれども、6分の1の自己負担というふうになるんでしょうか、一定のその補助をもらっている、その補助ももとを正せば税金ということになりますので、その6分の1の負担に係る分については、当然これはその減免対象にはな

らないだろうというような観点から、取得した資産に対しては課税標準とさせていただくというようなことになると思います。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 ちなみに、事業費、設計費含めて4,000万円ぐらいの施設を建設するというようなことでありますと、固定資産税が約40万円ぐらいかかるんですね。ここに資料があるんですが、その中に取得税も出てくるわけです。その取得税は、県のほうの管轄であろうと思うんですが、この取得税、県のほうでも減免、減額の方で動いているような話も聞いております。さらに、その固定資産税については、お隣の気仙沼市では、これもやはり減額、減免の方で話がなされているというような話も聞いておるわけでございます。いずれにしても、この固定資産税が結果的には取得税にかわるわけですよ。私がいうその取得税にかわるというのは、やはり固定資産税を減免して、1社でもあるいは1グループでも多くこういうものを建設してもらって、そして水揚げをさらに向上させると、効率よく所得を得て、そして町に納めてもらうというふうなことで、税金が税金を生むというような考え方にはならないのかなと、そう思っの質問であります。大変この資料によりますと、4,000万円の建設物に当たりまして、補助はもらうものの、いろいろなその固定費、変動費を含めると2,200万円ぐらいかかるわけです。これが、その共同する数名の方々に全部かかっていくわけです。今被災された人たちは、これだけではないんですよね。さらに漁具類、あるいは生活のその基盤です、もちろん高台移転して住宅を求めなければならないわけでございますので、いろいろと補助はあるものの、負担分も相当あるわけですよ。全額補助なんていうのはあり得ない話でありますので、全ての面で負担が重なっていくと、補助はあったとしても、やっぱり個人的負担というのは相当大きくなっていくのではないかなと、そう考えている中で、資産税、これを何とか我が町は考えることができないのかなと、そういうことで質問しているわけです。どうですか。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 漁業に限定した部分でのお尋ねでございますが、ルールに沿った形のものであれば、それは減免の対象にもなるのかもわかりませんが、気仙沼市がどのような案件に対してその減免の対象にしたのかということについては、ちょっと調べておきたいと思います。

それから、不動産取得税は県税でございますので、県税がどのような観点で免除をしたのかということについても調べておきますが、恐らく不動産取得税は、その取得した1回という部分になりますので、もしかするとそのような観点なのかなと思います。

それから、漁業だけではなくて、先ほど産振課長がお話ししたように、農業あるいは商業、こういった方々も補助によっていろいろな設備を取得しておるものですから、この漁業の部分だけの減免ということではなくて、全体的に考えなければいけない問題だと思いますので、少しご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 今課長が言ったように、漁業に特化して言ったわけではないのです。固定資産税に特化しているわけですので、その辺をいろいろと県のほうの考え方、あるいは隣の市町村の考え方、いろいろ動きが出ているようでございますので、よく調査し、そしてさっき言ったように税が税を生むような考え方を持っていただきたい。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにありませんか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 税込全般についてちょっとお聞きしたいと思います。

被災があつて23年、24年は基本的には税収がなかなかなかったということで、今回は全ての面で比較すれば全部増というふうな形になっています。今後これがずっと続いていくかというところ、ここ一、二年はこれで推移していくかもしれないけれども、今後に当たっては、なかなかこの税収の伸びというのは見込めないと思います。そして、先ほど課長が言われたがんばる漁業によって、以外と所得の個人の税収が上がったと言っていますけれども、このがんばる漁業というのはあと一、二年で終わってしまいます。そうしたときに、今高齢者の方が、60代後半から70代の方ががんばる漁業をやっていますが、今後自分で自力で事業をした場合に、経費とかその辺を引いていくと、やっぱり課長が考えているように安定したそういった個人の税収としてはなかなかいかないと思うんです。そういった面も考えると、行政のこの税収見込みというのはちょっと甘いのではないかなと思います。そういった観点から、入湯税、たばこ税も工事現場の方が来て、たばこ税4,700万円ですか、復旧が終わればこの辺も間違いなく今後減っていくと思うんです。だから、こういった税収の見込みについて、私は甘いと思うんですが、今後この税収がどんな方向で推移していくか、担当課長のその辺の今後の考え方、今後の中期、長期的な考え方、その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 今後の税収の見込みというようなことなんですけれども、先ほども申し上げましたように、税が入ってくるには、個人の所得が回復する、それから個人資産が回復するというような大きな二つの材料がそろわないと、これは入ってまいりません。千葉委員がお話しのように、個人の所得税の個人住民税の分につきましては、甘いのではないかと

いうことですが、私は今回の1億6,000万円の個人住民税については、もう少し期待できるのではないかなと思っております。ただ、この二、三年先という見方なんですけれども、そこからさらに先ということになりますと、やはりもう少し復興の進展ぐあいを見ないとわかりません。

それから、もう一つは人口がどれだけ持ちこたえられるかというところが、やはり税収には一番大きなところだと思います。これは、行政の各課、各班にわたって雇用対策を進めたり、定住化対策を進めているわけですから、その結果によって必然的に税収につながってくるというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 やっぱり、地方財政の4分の1がこの税収でもって賄われていると私は記憶していますが、そういった中で、この税収の確保、これは一時的なものではなくて、恒久的なやっぱり税収確保が地方財政の根幹であると思います。そういった観点からも、やっぱり今課長が言われた生活再建、人口の推移、その辺が大事な部分だと思います。その辺から、住宅再建に当たっては、今後2年後、3年後に高台移転が進んでいきますが、こういった住宅建設に当たっての免税とか、そういった処置的なものはあるのでしょうか。例えばの話ですが、なかなか大きい住宅再建ができないという中にあり、1,500万円程度前後、それぐらいの住民の住宅再建が私は考えている今の状況だと思います。そういった中で、それに対するもろもろの税金というようなことを考えた場合に、やっぱり再建する人たちはどういった感じで考えればいいのか、一定期間の固定資産の免除とか、その辺はあるのか、その辺住宅再建に当たっての中身を聞きたいと思います。お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） ことしあたりから、少しずつ個別再建も含めて個人で家を建てる方が出てまいると思います。まず、被災した家にかわって新しく家を建てるという場合につきましては、代替家屋という基準に該当する建物であれば、税制上の特例が受けられます。具体的に数字を申し上げますと、建ててから4年間については固定資産税を2分の1減額いたします。その後3年間は3分の1減額をします。トータル7年間一定の軽減が受けられるというものでございます。

それから、丸々自己資金で建てる人ばかりではないと思います。ほとんどがローンを借りると、そういうローン控除に対しても、現在1年のマックスが20万円だと思ったんですけども、これが30万円まで税額控除が拡大されるということも聞いておりますし、また、被災を受

けたその前のローンと新しいローンとの組み合わせ、これは個人と金融機関との間になる問題だとは思いますが、それらも柔軟に対応されるというようなことも聞いておりますので、固定資産税という税制面では一定の優遇措置が用意されているということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 今回は突然の被災ということで、なかなか若い人たちが始めて家を建てるという場面にやっぱり直面してどうしたらいいかと、あと税に関しても若い人たちがわからないという部分が多々あると思います。その辺に関しては、町民税務課、その担当課でもあります。その相談に関しては真摯に、あとそういった税に関してのいろいろな救済策があるのでしたらば、やっぱり広報を通して普段からそういった啓蒙をしていくことで、南三陸町に家が建てられると、税の面でも2年、3年と、7年間の猶予とかそういった控除の部分があると、そういった部分で、よし、南三陸町に早く建てようと、土地が造成終わったら建てようと、そしてそこで町民が住むことによって税収が確保されると思います。そういった形の中でも、そういった未来に向かって明るいというような情報を伝えることによって、再建が早く進むように行政が進めて、税収確保を今後も図ってほしいと思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員。

○三浦清人委員 私もこの固定資産税であります。前者がこの新しく取得した固定資産の税の控除といたしますか、減免についての課長のお話がありました。新しく建てた代替建物については4年間2分の1と3年3分の1、7年間の減免措置があるということでありまして、またローンの控除も30万円までですか、1年間の控除というお話でありました。私の言いたいのは、これだけで果たして被災された方々が満足するのかなという感じを受けるんです。その残りの分を個人が負担という形ではなく、町のほうでその分も負担するような制度改正を町長にやっていただきたい。これはあくまでも国のほうの制度でしょうから、その残りの分を町が負担をして、その負担分を国のほうから交付税なりなんなりでいただくというような制度改正を国に町長のほうから働きかけをしていただきたいという思いなんです。その辺、町長はどのようにお考えなのかということが第1点。

それから、入湯税ですけれども、ことしは40%の増の見込みで750万円計上になっております。単純に計算しますと、1人当たりの入湯税で割りますと18万7,500人という数字になります。ちなみに、24年3月まだ途中でありますから、町税特別徴収義務者、当該事業所のほうからまだ来ていないかと思うんですが、2月までで、あるいは町のほうに申告、納入書等来ているわけですけれども、何人で幾らになっておるのか、それをまずもってお聞きしたいと思いま

す。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 再建する方々に対しての支援につきましては、今担当課長からお話しありましたが、それ以外にもご案内のとおり、町として崖緊の問題も、補助制度もございまして、水道等含めまして、町単でいろいろなさまざまな再建支援ということでお示しをさせていただいております。そういったことを含めて、何とか再建を一日も早くやっていただきたいという思いがございまして、そういう中で、我々もご支援をさせていただきたいと思っておりますが、今ご案内のお話しにつきましては、まず財源がどれくらい必要なのかということを含めて、我々も検討はさせていただきたいと思っておりますが、いずれ制度がまだわからない中で、我々がそういった支援をするということを打ち出すということはなかなか難しいというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 2点目の入湯税でございますけれども、私の今手元には、去年の11月申告までの数字がございまして、4月から11月申告までで15万人という数字がございまして、ただ、これには日帰りも含めておりますので、宿泊だけで見れば12万7,000人でございます。そこから4カ月経過しているのです、月平均にすれば1万5,000人ぐらいだと思いますので、4万5,000人ですから17万人ぐらいだと思います。宿泊客ですね。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員。

○三浦清人委員 まず、固定資産税で今質問しているのです、水道とかその他もろもろの町独自の支援をしているというようなお話ですが、今固定資産税の質問をしているんです。今後、防集あるいは自立再建等々で土地をお買いになって新しく家を建てると、新しくローンも発生するでしょう。それから、これまで建物についてのローンも支払っていない方々も、津波によって流された。新しく建てることによって、新しくローンが発生する。それは建物だけではなく、今度は土地の関係もありますよね。そして、またさらに前のローンの支払いもあると。そういうことになってきますと、その固定資産税というのは、果たしてどこから収入から比べてなかなか固定資産税の支払いが難しくなってくるというのが、もう目に見えているわけです。お金のある方々ばかりではありませんのでね。そういったいろいろなやりくりをしながら家を建てるという方があるわけでありまして、そういった方々、被災者に対しての町としての支援策を考えていただきたいというのが、この質疑なんです。でありますから、国の制度が決まらないうちは、我が町独自の支援は難しいと、それはそうだと思いますから、ですからその制度の

改正をしてもらうように町長としての働きかけをしてほしいというお話なんです。その独自のほかにやられている水道とか云々というのは、今聞いていないんです。固定資産税ということで聞いているんですから。それを、町が独自でやった分を国のほうから固定資産税なりなんなりでそれを補填するというような働きかけをする気持ちがあるのかどうか、町長として。それをお聞かせください。

それから、入湯税、まだ3月までのやつがわからないけれども、4月から11月までに大体12万人ぐらい、1カ月で1万5,000人ですか、この当該事業所の宿泊能力というんですか、皆さんいろいろな方々にお聞きすると、いつ電話しても予約しても予約がいっぱいだと、この24年度中に、常に満杯状態だと。満杯というのは4人部屋にぎちっと4人入らない、2人のときもあれば3人のときもあるでしょう。それから満室のところもあるでしょう。この当該事業所の最大の宿泊収容人数、私もちょっとわからなかったので聞いてみたら、1,000人あるいは千二、三百人ぐらいになっているのではないかなと。その部屋の稼働率というんですか、70%、80%になった場合に、計算してみると年間のお客さん、人数というのは出てくるんですけれども、そうしますと、全く人数が合わないのかなという感じがするんですよね。これは、特別徴収義務者によって入湯税の納入書あるいは申告書に基づいて、自主申告というんですか、それでやられていますから、その人数、金額に納得というか、せざるを得ない今の状況であります。この750万円計上になったのは、1人当たり40円、平成20年改正といたしますか、それまでは1銭もとっていなかった。合併前の志津川町で入湯税150円を徴収するという条例を制定してから、合併平成17年、それから20年までの3カ年全然とっていなかった。議会でもいろいろと話をして、やっといただくことになった。それが150円のところを40円に妥協したというのか、手を打ったというのか、言葉はどれに当てはまるのかわかりませんが、150円で試算しますと2,800万円なんですよね、この750万円割る40円、そして18万7,500人、それを条例どおりの150円で試算しますと2,800万円の収入が入湯料として入ってくるわけです。しかしながら、平成20年に手打ちをしたというか、妥協したというか、話で40円を話つかったわけです。それを当分の間という文言を入れて、ずっとこれまできたわけ、5年たちます。私は、昨年も申し上げたと思うんですが、震災を受けて町の財源が少ないから、この際150円にさせていただくようお願いをしたらどうだというお話をさせてもらいました。町長は、なかなか行けないだろうと、いろいろな自分のところでやっている印刷会社の関係もあるから、商売上で言いづらだろうと、だからこれには副町長が行ってやるべきだと、交渉すべきであると、お願いしてみろというお話をさせていただきました。副町長、何回お願いに行きましたか、今日まで。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 固定資産税という趣旨でのお話につきましては、了解というか趣旨はわかりました。いずれにしても、可能かどうかについて国のほうに働きかけるということについてはやぶさかではございませんので、その辺は努力はさせていただきたい。

○委員長（菅原辰雄君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 入湯税の関係については、昨年当初予算でございますか、三浦委員からそういう、震災に向けて入湯税という形で、町にその義援の気持ちをあらわしてもらうということについてどうだろうというご提案をいただいたことについては、もちろん記憶にございますし、その後、実はホテルの関係者と検討するについて、まずもってどういった利用動向になっているのか、お話を伺ってございます。当時まだ土木作業員とか、あるいは報道機関等も含めて特定の方が長期滞在という形での利用などもあって、最近では本来のホテルの利用者にかわってきているようでございますけれども、そういうこともあるということがまず一つございまして、今三浦委員は、お願いに何回行ったというご質問でございますけれども、お願いという形ではお邪魔はいたしておりません。それは、三浦委員の当時のご提案は、一つの考えだろうということで、お話は承っておりますけれども、町のほうといたしましては、いわゆるホテルを利用される特定の方々に町の復興という形でのそういったご支援をいただくということについては、いかなものだろうなということも検討いたしてございまして、この町にいろいろな方がいろいろな形で大勢今なおいらっしゃっていただいておりますけれども、そういう面では、そういったホテル利用者も含めて、それから利用しない方々も含めて、この町の復興支援という形へのあり方については、いろいろな消費も含めて、そういった形で経済支援をしていただくというのが、間接的にしろ町の部分にも最終的には循環してまいりますし、それぞれ産業経済にも寄与できるということでございまして、入湯税の部分についての改正ということについては、そもそものその入湯税の金額の決め方についても今お話しございましたけれども、そういうことも踏まえまして考えますと、それを改正するという形での考え方は当局といたしましては、せっかくのご提案でございましたけれども、行うという考え方は現時点では持っておりませんし、それを具体化するという意味での当該ホテル側とのお願いといえますか協議ということはいたしてございません。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員。

○三浦清人委員 固定資産税のその減免、町としてのこれからの臨み方といいますか進み方、国のほうへの働きかけ、これからやっていくということでもありますから、ぜひこれが実現できる

ように、どんどんこれから家が建ってくるわけでありますから、そういった制度の改正を国のほうに強く働きかけをしていただきたいというふうに思います。それが町長としての大きな仕事ですから、町民のために。国から出された制度を、はいそうですか、はいこういった制度、はいそうですか、国から示された制度どおりにやるのであれば町長要りませんからね、職員だけでいいんですから。それを何とか町民のためにこうしてくれというのがあなたの仕事なんですから、その辺をきちんとわきまえてほしい、町長の職責というものをね。それを強く望みます。これから11月までのあなたの任期期間中に、ぜひこれを果たしていただきたいというふうに思います。

それから、何ですか副町長、どうも副町長の話していることが、私は納得というか理解に苦しむんですね。支援のために来てくれる方々もあるから、入湯税を上げるお願いはしないとか、別な支援の形で支援をしてもらおうとか、ちょっとその辺の理解に苦しむんです。私は、150円という条例でうたわれてあるわけです。本来は150円なんです。だけれども、なかなかその徴収義務者の方に協力といいますか納得もらえないということで、平成20年に、じゃあ40円でまずもってこれでやりましょうと決めたんです。以来5年たったんです。震災だったんです。ですから、その辺も含めて、もどおりというか条例本文の150円にやってもらうように交渉、お願いをしてはいかがかということの話だったんです。すると1回も行っていないということは、やる気がないということですね、副町長。私は、もう3回も5回も行って話をし、例えば150円は無理だと、今40円だけれども、では80円にまた、2段階として80円にするとか、あるいは100円にするとか、その誠意というかやる気というのをやっぱり見せてほしいわけです。何も150円だからぼんと150円、そういうのではなくて、姿勢としてですよ、そこが普通この一般社会通念上のやり方だと思うんです。私はそう思っているんです。なぜ行かないのかね、行けないんですか、行かないんですか、どちらなんですかね。町長は行けませんからね、前にも語ったように。印刷物いっぱいもらっているんですから、なかなか言いづらいでしょうから、仕方がないと思っているんです。だから、そのためにあなたがいるんですから、副町長として。町長が行きづらいこと、やりづらいこと、これ以上なんだから、いい答弁してくださいよ。

○委員長（菅原辰雄君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） まずもって、この間の総括でも、委員の意見を、お前ら耳を貸しているのかというお話もございましたので、改めて当時の三浦委員のご提言を確認させていただきますけれども、あのときのご提案は、今この震災でいろいろな義援活動が行われていると、

ホテルに泊まった方々が40円を150円に当分の間上げていただくということについても、それは理解を得られるだろうというようなことで、入湯税の当分の間の見直しを行ったらどうだろうかというご提言でございました。これは間違いのない話で、私も委員皆さんお話ししている分については、できるだけメモをしながらしっかり受けとめさせていただいてございますので、そこはそういうご質問でございました。したがって、先ほど申し上げましたように、当該ホテルの利用者の動向がどういう形になっているんだろうなという調査から始まって、結果としてそういうご趣旨ということであれば、当該施設を利用される方のみならず、大勢のこの町に来町される方々に等しくいろいろな経済的に支援というような形をお願いするのが、いろいろな意味で町としてはあるべき形ではなかろうかということで考えてまいりました、ということをお話しを申し上げました。今の三浦委員のお話ですと、40円を150円、本来の形にすべきだということは、そもそも40円にするときにいろいろご議論いただきました。あの際にも、当該施設のいわゆる温泉施設分がごく一部に限られているということで、全館にいずれそういうものが引き込みが行われた段階で、そういったものについて当然考えていくべきだということで、いろいろご議論をいただいた結果として、現行の条例規定になっているということでございまして、現時点でも当該施設のそういった部分については、施設の状況は変わってはいません。そういうことでございますので、本日のご質問と前回のご質問の部分では、若干お話しの内容で違いがあるのかなというふうに私は理解をしながら、前回の質問のあり方に沿って1回目は答弁をさせていただきましたし、今は2回目にまた改めて確認のご質問をいただいた分についての考え方でお話しをさせていただいておりますので、そこはそういうひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員。

○三浦清人委員 とにかく、上手な答弁であります。では、きょうの段階でお話しさせていただきますが、もうかなり、あれからまた1年もたっていて、現状も変わっております。今度、では150円という条例ですが、前回は復興のためにある一定期間だけでも150円にしてほしいというお話しであったということで、私もそれは記憶しております。ただ、今回はそれをなくして、条例どおりの150円ということを目指にいて、80円あるいは100円、そうしますと、ここに計上なされている750万円が1,500万円になるわけですから。どうですか、先ほどの納入申告、毎月のように義務づけられているんです、これが自主申告ですから。疑うわけではないんですが、果たしてその人数が適正かどうかという調査、それを専属にどなたかお願いして、だって人数18万5,000人しか風呂に入らなかったのかな、12万ですか、まだわからないんだけれ

ども、この25年度の予算計上を見ますと18万7,500人しかお風呂に入らないと、温泉を引いているお風呂ですね。入っていない、その温泉を引っ張っていない風呂には入らない方にはとっていないんだから。そういうことでしょうか。全館引いているんですか。それは全てその宿泊する方は入るということだとっていると、であれば簡単な話、調査するといったってね。行って、自給800なんぼでそれをやってくれる人がいるかどうかわかりませんが、それはその額が違うんですから。150円にしろ、倍に計算しても18万7,500人、先ほど言いましたように宿泊収納人数というのが1,000人を超えているんですよ。その7割、8割稼働しただけでも700人、800人掛ける365日掛ける、これ80円にしたら幾らになりますか。大金になりますよ。

もう一つついでにお聞きするんですが、この入湯税の使い道、これは目的税ですから難しいかとは思いますが、先日それから先々日、医療費の一部負担の話が出ましたね。この入湯税をそちらのほうに充てることは不可能ですか。入湯税を医療費の一部負担のほうに充てるという、法令上というか、これはいかがになっているのでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今また新たなご提案で、本来の考え方に立った場合にあって、40円というものをもう一回見直しすべきではないかというご提言でございますので、それはご提言として一回受けとめさせていただいて、検討しなければならぬのかなというふうに思います。

それから、当該特別徴収義務者から当然申告という形で受付をして、それに課税されるということはそのとおりですし、一方では、それを条例上もチェックする部分も機能的には当然必要でございますので、これは税務当局のほうに指示をして、どういう形でなるのか、そこはしたいと思います。当ても条例改正のとき、では一体あそこのお風呂の前で誰か立ってやらないのかと、いろいろな議論がございましたけれども、それはなかなか現実的ではないということですので、入湯税については宿泊客、いろいろ夜遅くまでお酒を飲んでなかなかお風呂に入りがねたと、それからお部屋のお風呂だけを使う方もさまざまでしょうけれども、そこは入湯税という形で皆さんに課税をされているということに認識をいたしてございます。

それから、入湯税の使い方については、地方税法で規定されておりまして、一つは観光関連事業、それから、誰か詳しいのがおれば、町民税務課長が詳しいかな。もう少し詳しく説明させますけれども、あとは環境というか、そういった部分ということで一応限定されていますので、医療費の部分については、この財源をとということにはなかなかかなりづらいのかなというふうに、一応私はそう思っています。なお、詳しくはあと補足させます。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） ただいま副町長が申し上げたとおりでございます、基本的には観光目的、それから防災、それから環境関係ということで、町の観光関連に使うというようなことで限定されております。

それから、この入湯税を国保の医療費にということでございますけれども、そもそも一般会計に入ってくるこの入湯税を、今度は法令にない繰り出しというんでしょうか、そういう処理になりますので、相当難易度の高い会計処理かなというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） なければ、これで1款町税の質疑を終わります。

これにて昼食のための休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午後0時09分 休憩

午後1時15分 再開

○委員長（菅原辰雄君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤副町長、佐藤会計管理者が退席しております。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、15ページから17ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、15ページの最下段でございますけれども、地方揮発油譲与税でございますが、これは24年度の決算見込み額約2,100万円でございますけれども、地財計画に基づきまして、対前年度比の98.3%を25年度の予算として見込み計上してございます。

それから、16ページ、17ページでございますが、16ページの自動車重量譲与税、これも同じ考えでございますが、平成24年度の決算見込み額5,100万円でございますけれども、その地財計画上93.5%ということで計上させていただいております。

それから、3款の利子割交付金から6款の地方消費税交付金まで、これにつきましては、県で試算して各市町村に割り当てられますので、これは県の試算額に基づいた予算計上ということになります。

それから、自動車取得税交付金でございますけれども、これも24年度の決算見込み額2,600万円でございますが、その88%ということで地財計画に基づきまして計上してございます。

以上で、2款から8款までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑に入ります。質疑ございませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 税金には直接は関係ないかと思うんですが、自動車税ですけれども、震災後、多くの団体から町に対して、被災された自動車の寄贈がされたわけでありまして。車検等も受けなければならないでしょうし、税金については公用車ということで免除されるのかどうか、その辺はちょっとわかりませんが、数多くの車両台数が来たんですよね。町のほうに寄贈したいということで、いっぱい申し出があったんですけども、町ではもう十分だということでお断りしたというお話も聞いております。その中で、町に対して寄贈されるという中から、一定の方に分けてやったとかいうようなことは私はなかったと思うんですが、その事実があったのかどうか、確認のため。煙のないところから何とやらという言葉があるんですが、やはり世間ですから、いろいろな話が出ておりますので、そここのところをはっきりと、そういう事実はないということをお話してもらわないと、何か町に来た車を個人的にもらったというふうな話がありますので、その辺のところをはっきりとしていただきたいと思います。

それから、自動車関連なんですが、先般2周年の追悼式がありました。お客さんといいますか来賓の中に、自動車関連の方々が随分お並びになりましたね。仙台トヨタ、カローラトヨタ、トヨペットなんだかトヨタ、トヨタと7人ぐらいいたかな、トヨタ関連の方々ね、来賓としておいでをいただいたと。副町長の席もあったわけですが。しかし、副議長の席はなかったんです。お隣の副議長、自分で言うのもおかしいかなというか、言いづらいと思って私は代弁しているんですけども、副町長というのは町長を補佐する職責なんですよ、ご存じのとおり。副議長は議長の補佐役ではないんです。常任委員会、特別委員会の委員長、副委員長がありますが、その副委員長も委員会の補佐役ではないんです。きちんとした与えられた職責があるわけですが、副議長。なぜ副議長の席がなくて、副町長の席があるんですかということをお聞きしているんですが、その辺のところ。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 第1点目の、町で寄贈を受けて、いわゆる第三者といいますか公的機関以外に譲渡しなかったのかということについては、一切ございません。社協のほうには、一部そういった町で寄贈を受けて社会福祉協議会のほうには何台か、それもなかったっけか。そういう一般の団体等には一切ございませんので。個人も同じでございます。

それから、追悼式でございますが、被災者ということの一員として副町長の席を設けさせていただきました。（議員の声あり）

副議長さん初め、町議会議員の皆さんには席をちゃんと指定させていただいてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員。

○三浦清人委員 いや、私が聞いているのは、議長の席はあったと、副議長の席がなかったということですが、指定された席が。なぜ副議長の席がなかったのかということの質問です。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 議会議員として、副議長さん以下全議員の皆さんの席はご用意させていただきました。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員。

○三浦清人委員 このくらいでいいですか。本人がいいというから言ってるんですけども、考え方なんですけれども、先ほど私が言ったのは、議長、副議長、それから議員ということになっているんです。だから、なぜあえて副議長という席を設けなかったかと。要するに、ここが席ですよという紙に書かれてあったわけです。特に副町長の席の字が大きかったように見えたのね。だから、それくらいであれば、主催者と来賓という形はあったんでしょうけれども、これからはやっぱり副議長は副議長という席は設けるべきだと思いますよ。いいというからやめますけれどもね。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。西條委員。

○西條栄福委員 今副議長と出ましたから、一つ確認のために伺っておきたいと思います。今の総務課長の説明ですと、この地方譲与税から消費税まで、県の割り当てだと、一定の試算による割り当てだというわけでございますけれども、特に金額の大きい消費税、1,000万円の減額と、単純に考えて売り上げ消費税の何%とかが来るのかなというふうに考えるわけですが、この中身についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 地方消費税でございますけれども、今5%でございますが、そのうち4%は国税として入りますし、1%は地方に入るんですが、その1%のうちから人口とそれから面積によりまして市町村に配付されると。消費税の1%が人口と面積によって各市町村に配付される、そういった仕組みでございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） なければ、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に、9款地方交付税、18ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、18ページの上段でございますが、地方交付税でございますけれども、本年度、前年度と比較して50億8,500万円ということで、66%の対前年比の増でございます。この主な内容といいますかほとんどが、説明にありますように、震災復興特別交付税が前年当初より2.5倍になったというようなことで、こういった対前年比66%という増でございます。震災復興特別交付税、前にもご説明しておりますが、5省40事業の補助裏分、それから災害復旧事業の補助裏分、それから自治法派遣職員に係る経費が主なものでございますけれども、もう少し具体的にといいますか、細部説明させていただきますが、震災復興特別交付税の対象となる事業が、33の事業がございます。この対象事業費が、今年度予定しておりますのが525億円でございます。そのうち、国庫補助金と復興交付金で437億円ほどまいります。その裏分が約88億円でございます。この震災復興特別交付税でございますが、そのうち主なものを申し上げますと、防災集団移転事業で約27億円、それから自治法派遣の人件費あるいは任期付職員の経費で12億8,000万円ほど、それから災害物廃棄物処理事業、いわゆる瓦れき処理でございますが、この部分に係る震災復興特別交付税が10億2,000万円、そのほか道路事業で6億2,300万円、津波復興拠点で7億2,000万円、水産業共同利用施設整備事業で8億4,000万円、漁港施設災害復旧事業で4億8,000万円と、それ以外はあと小さいのがございますけれども、こういったものに対して震災復興特別交付税が今年度交付されると、こういった内容でございます。

以上で、交付税の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、9款地方交付税の質疑に入ります。質疑はありますか。三浦委員。

○三浦清人委員 人件費、派遣職員の12億幾らということで、震災の特交という形になるという話ですが、そこでその人件費、派遣職員ということに限られているのかどうなのか。昨日、この震災によって仕事が多くなって、副町長の2人制というお話が出されました。この特交でその分、例えば2人制になった場合、その分は見てもらえるのかどうなのか。その期間があるでしょうから、当てはまったにしても期間があるんでしょうけれども、まずもってその特交で、そういった2人制になった場合の副町長の人件費はどうなのか、あくまでも派遣職員のものなのか、その辺ですね。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） あくまでも自治法派遣ということでございますので、副町長につい

ては対象にならないというふうに理解してございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。鈴木委員。

○鈴木春光委員 一つは、ただいまの説明の防集予算、それと道路、さらにはこの辺は、（「鈴木委員、マイクを使用してください」の声あり）そうですね。

27億円の防集予算と、それから6億円の道路予算が今説明されました。その使い分けというか充当する防集はどこなのか、現在取りかかっているものなのか、これから設置するというか始まるものなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

さらに、農林業予算が今説明の中ではなかったのだけれども、もしあるとしたら幾らぐらい農業再生にかける農林予算が交付税として来るのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほど申し上げましたのは、震災復興特別交付税の額でございまして、事業費ではございません。事業費については、ことしやる事業のその補助金、あるいは震災復興交付金を除いた補助裏分の震災復興特別交付税と。したがって、これからやる事業でございまして、それらの細部につきましては歳出のほうで説明をさせていただきたいと思えます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 この中に入るのかどうか、ちょっと確認したいんですが、緊急雇用で今町として随分いろいろな雇用をしているんですが、この交付金の中にはこういうのは入っているのでしょうか、その辺ちょっとお聞きします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 緊急雇用事業は、100%の交付でございまして、この震災復興特別交付税には対象になりません。入っておりません。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 最近、仮設住宅なんかNPOの人たちがずっと来て、いろいろ支援しているんですが、国の援助がもう打ち切られたと、そういうことで撤去とか撤廃する業者が出てきているので、その辺はこれに入っているのかなと思って確認したんですが、町としては今どうでしょうか、そういう点で、出てきているのでしょうか。その辺わかりますか。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） いわゆるNPOさん等に出ている分の、そういう補助金とかというふうなことになるのでしょうか。基本的には、うちのほうで直接NPOさんに出している部

分はございませんので、国のほうの例えばそういう事業を使っているのかなというふうに思います。そういった形で、撤退をしているというようなことであれば、そちらのほうのいわゆる補助が切れたのかなと、そんなふうに予想されます。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 例えば、町で支援員をちょっと、社会福祉協議会を通して支援員、今100人ぐらいおりますよね。その方たちは、国から直接というか緊急雇用で採用していますよね。それは当てはまらないのかということをお聞きしたかったんです。もう一度お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 支援員の分につきましては、先ほど総務課長が申しあげましたように、緊急雇用のほうで雇用させていただいておりますので、こちらのほうの対象にはなりません。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにありませんか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 復興特別交付税ということで、今瓦れきの部分で10億2,000万円という数字が出ました。基礎瓦れきに関しては今年度中の撤去、あとは戸倉の瓦れきの処理、焼却場に関しては今年度中ぐらいで終わるといふことなんですけれども、瓦れき撤去に関しての交付される部分は、今度の部分で大体全部終わりといふことなんですか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 後で歳出でご説明しますが、今年度で終了でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 各地区を回ると、まだ瓦れきが残っているような気がします。そして、土地の区割りとかそういった土地の部分があると思うので、その部分の瓦れきとしてコンクリートが残っているわけなんです。その辺を見ると、今年度中といふか、基礎瓦れきに関しては3月31日でとりあえず終わるといふことを建設課長から聞きました。結局これに関しては、25年度の予算で瓦れき撤去は全て終わるといふことで、確認です。ありがとうございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにありませんか。阿部委員。

○阿部 建委員 この派遣職員の関係ですが、12億8,000万円、これは1人幾らぐらいを見て、何人の派遣を求めているのか。まずもってとりあえず。

それから、瓦れきのほう、先ほども出ましたが、当初見込みとの差が出ていると思いますが、年内中といふことですが、どの程度当初見込みとの、恐らく減っていると思うんですが、どの町でも言っていますから、それらの差額等が、量について、その2点です。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 100人分見込んでございますので、単純に割りますと1人1,200万円ほどということになります。計算上、私たちは1人給料、手当約900万円ぐらいの人件費ということで見ているんですが、そのほかに災害派遣手当というのが1人毎日4,000円かかります。ですから、この分の経費が大体1人年間140万円ほどかかります。それと、宿舎、アパートを借り上げてございますので、平均大体5万円くらいになりますので、この年間予算、1人ですと60万円くらいあります。それと、来るときの旅費と帰りの旅費、赴任旅費でございしますが、兵庫県当たりですと1回13万円くらいかかりますし、九州ですともっとかかります。それから、その宿舎のこたつとかストーブとか冷蔵庫とか、そういったレンタル料を含めると、やはりお一人大体1,200万円ほどかかるというふうな、これはマックスでございまして、給料の安い方が来ればこれだけかからないんですが、一応50代中盤の給料の高い方を基本に計算をしておりますので、若い方が来られますと、こういった額にはなりません。そういうことで計算をさせていただいております。

○委員長（菅原辰雄君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、瓦れき処理に関する部分でございしますが、瓦れきの総量といたしましては、当初県のほうでは約60万トンという数量をもとにして処理計画を立てておりまして、それに基づいて今戸倉地区で処理業務が進められておりまして、その後いろいろ処理の進めに従いまして、量的な精査も行っております。約1割ぐらい減少した、54万トンぐらいということでの今事業の見直しが行われているところです。ただ、その内容につきましては、例えば当初余り見込んでおりませんでした津波の堆積物が、思ったより量がふえたとか、そういった中身での増減はありますけれども、総量としてはただいま申し上げたぐらいの量で進んでおります。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部委員。

○阿部 建委員 派遣職員のほうですけれども、1,200万円、100人分ということ。この100人が間違いなく我が町で必要な人数でしょうかから、それは来ていただくことが、見通しについてはいかがなものか、その辺。

それから、岩手県の大槌町でも、職員40名が犠牲になっているんですよ。大体南三陸町も。しかし、向こうは全職員で100人ぐらいです。50%ぐらいが犠牲になったんですから、町長初めね。本町では40人という数字は、たしか100何人、見ればわかるんですけれども、職員のパーセントでは何%ぐらいが犠牲になられたのか。それで、大槌町は150人の派遣職員を求めて

います。しかも、その150人がなかなか来ていただけないと、そういう現状のようすけれども、そういう割合からいうと、かなり向こうも大変な被害です、大槌町は。皆さん災害前の大槌町の内容がわかるか、見たことがあるかわかりませんが、あの町はこの前のチリ津波でとんでもない被害を受けまして、10メートルの防潮堤が二重に張ってあった。もちろん河川堤防もがちっとしていた。その入った水が、今度は引き波で返らないんです。それでかなりの犠牲者が出たんです。沼ですよ。その水が、堤防が高くて、河川堤防もがちりあるから、屋根の上戻らないと、そういうこともあって、これは余計なことみたいですが、そういうこともあったということです。瓦れきについては、総体的にそういうことでしょうから、その辺で職員は多いほうがいいんです。これによっては100%を国の補助が見込まれるんでしょうから、その点についてご答弁願います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 震災前は240人の職員でございましたが、36名亡くなりましたので、15%ということになりますかね。それで、今震災復興、新年度を迎えるに当たりまして、各課のヒアリングを行いまして、今年度事業をするには何名の職員が必要なのかということで、そういった調査の結果100名が不足するというので、今回そういった100名分の予算を計上させていただいたと。現在のところ、98名ぐらいまでは確保の見通しがついておりまして、100名には4月1日まで間に合うかどうかわかりませんが、そういった努力をさせていただきたいというふうに思います。

なお、大槌町との比較ということでご質問ございましたけれども、私どもはよく大槌町がわかりませんので、面積がどれくらいか、被害規模がどうかわかりませんが、先ほど言いましたように、当町の被害を一日も早く復旧するには、各課どういう人員体制が必要なのかと、そういうことで派遣人数を決めさせていただきましたので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。山内委員。

○山内昇一委員 1つ、2つお願いしたいと思います。

1つは、先ほどの課長のお話によりますと、防集といいますか、それ27億円というようなお話でした。その中で、先ほど新聞を見ましたら、宮城県では災害公営住宅といいますか、そういったものの変更があって、3,000棟ぐらいふやすといったような記事がちょっと載っていたような気がします。そういった中で、我が町のほうでも、いわゆるその後の町民のアンケートといいますか、意識調査といいますか、かなり時間もたっていますので変更などもあるか、そ

の辺のことの調査とか、あるいはそういう考えは今後ないのかどうか。なければいいんですが、そういったことでちょっと1点お尋ねします。

それから、同じページの商工関係のやつですが、田束山のことが書かれていると思います。

(「ちょっと、今9款の地方交付税だけですので」の声あり) そうですか、済みません。ではその1点お願いします。

○委員長(菅原辰雄君) 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長(及川 明君) 交付税に絡みましての災害公営のご質問でございますが、当町の場合、昨年9月に災害公営の意向調査を実施しておりまして、当初1,000戸から全体で930戸という見直しを行っております。その後につきましても、この数をベースに今も計画を立てておりますけれども、今後来年度早々といいますか、夏ごろにはいわゆる仮申し込みというものをとって、最終的な数の把握に努めていきたいというふうな考えでございます。

○委員長(菅原辰雄君) 山内委員。

○山内昇一委員 これは県のほうですから、各市町村でいろいろあると思いますが、今回そういったことで、町民の意識の中の変化というのがなければもちろんいいんですが、そういったことの心配があるのかなと思ってお尋ねしたわけでございます。そういった中で、今後もしそういう数の変化あるいは町民の要望等があった場合、これは絶対不変なのかどうか、その辺1点お尋ねします。

○委員長(菅原辰雄君) 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長(及川 明君) 昨年の9月の意向のときも、一定数のプラスアルファといえますか、いわゆる10%まではいきませんが、そのぐらいのプラスアルファを見込んだ数字で計画を見直したということでございます。実数は若干少ないということでございますが、いずれ住まいという部分でございますので、集団移転もそうなんですが、要望された、手を挙げた数は当然確保しなければならないということございまして、最終的に場所も含めてなんですが、戸数というものも仮申し込みの段階で詰めていくと、その上で数字の変更は当然出てくるかと思えます。それがプラスになるのか、マイナスになるのかということでございますが、昨年9月以前にも調査をしておりますが、それらを踏まえた状況を見ても、今の930という数字については、それを上回るという部分は少し想定はできない状況かなと思えます。逆に、これよりも若干減るのかなというふうな見込みではおります。

○委員長(菅原辰雄君) 山内委員。

○山内昇一委員 課長の話は、私もそのとおりだと思いますが、中には、私も聞いたんですが、

例えば自力再建といった場合、いろいろ補助金をもらっても、やはりなかなか高齢化になってきますし、今より若いことはないので、次第に年もとってきてやる気をなくすといった方もおられますし、ごく少数ですが、そういった中で、やはり工事を始めるとなると、なかなか建設費も高騰してくる、あるいはそのピーク時におきましては、やっぱり資材等の不足とか、そういったことも懸念されるといったようなことで、どうしたらいいかというふうな迷いの方もいると思います。その中で、やっぱり昔のいわゆる町営住宅のようなものでいいかなというふうな話も聞こえてくるので、その辺の数字は課長が言うとおりでと思いますが、やっぱり弾力的に考えて、どうしても防集よりもいわゆる災害公営住宅のほうに移行する方もおられると思いますので、その辺少し考えていただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 弾力的といいますか、当然弾力的に考えざるを得ない状況でございますので、ただ災害公営を選択している方の中には、自力再建も含めてなんですけど、まだ状況を把握していない中でも手を挙げている方もおります。そういったことも踏まえると、今の930という部分は、それを超えるということはちょっとなかなか想定できないのかなというふうに思いますが、なお仮申し込みの数値を把握した上で、戸数の変更については柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ないようですので、9款地方交付税の質疑を終わります。

次に、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、18ページから20ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、18、19ページでございますが、18ページの民生費負担金、下段のほうでございますけれども、前年度より870万円ほど減額でございますけれども、これは保育料でございますが、震災等によりまして所得が減少したということに伴います保育料の減額でございます。

それから、19ページの下段の住宅使用料でございますけれども、町営住宅使用料、現在12団地124戸にかかわる分でございます。

それから、次の20ページでございますが、上段の総務手数料、前年比較で256万円ほど、約40%の増でございますけれども、これは戸籍手数料、以下窓口の諸証明が増加したということに伴います総務手数料の増でございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑に入ります。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 保育料と放課後児童クラブの負担金のところで、減額されているということなんですが、保育料は今そうしますと、私一時保育料は減免というかとらなかった、去年ですかね。ことは普通にもう既にやっているのかどうかということをやちょっと確認したいんですが。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 保育料の減免については終了しております。ですから、今は通常ということになっています。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 終了しているというのは、いつで終了したんですか。これはもう、今度は新しい予算なんですが、新年度からということなんですか。3月で終了しているということですか、もっと前に終了したんでしょうか。ちょっとその辺確認したいと思います。

今保育所、働きながら預かっているというか、結構いると思うんですけども、いかがでしょうか、今度保育所の入所人員というか、十分に対応できるのでしょうか、その辺を確認したいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 保育料の減免につきましては、24年度末でたしか終了したと思います。23年度末です。

それから、定員の関係でございますけれども、保育所の関係につきましては、保育所、保育園の来年度の見込みでございますが、一、二名の待機が発生するというふうな状況になっております。ですから、今のところ保育園につきましては余裕があると。それから、保育所につきましては、伊里前が2人ほど待機が発生するかなと、志津川につきましては余裕があるというふうな、そういう状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 先ほどの説明ですと、保育料、所得減で保育料がなかなか減額されているということなんですが、どうでしょうか、保育料を払えないというか、そういう人たちが出てきているのかどうかということです。滞納があるのかどうかということも含めて、きちんとやっぱり町としてそういう対応をしているのかどうかということを知りたいんです。

今度4月から2名ぐらいの待機がいると、これはどうにもならない待機者でしょうか。それとも何か工夫しながら、今働きながら、子供さんを預けて働きたいという人たちがおりますので、その辺はきちんとした猶予を持って対応できるのかなと思うんですが、その辺の考え方を教えてください。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 滞納については、後で町民税務課長のほうに説明いただきますが、保育所のいわゆる入所の関係でございますが、今の傾向といたしまして、いわゆる3歳未満児が多いんです。そういった方をお預けをしたいというような方が多くて、そうなりますと、いわゆる保育士をそれに一緒につけなければならないというようなことになりますので、今待機の方が2名ほどいるというようなことなんです。その方々についても、余裕がある名足あるいは志津川ではいかがですかというふうな打診をしておるんです。ところが、それであれば待機で結構ですというような形で待機に回っていただいているというような状況でございますので、施設に限度がありますので、伊里前に定員をオーバーしてそのまま詰め込むわけにもいかないというようなこともございまして、ほかの施設等を紹介をしているというふうな状況ですが、それであれば待機というような形で選択をいただいているというような現状をご理解いただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 保育料の滞納の関係でございますけれども、ベースとなるのが地方税の例によるということで、税金と保育料につきましては、同じルールで対応するということになっておりますので、たまたま保育料の担当の部局が当課の隣にございますので、うちの町税吏員が、あわせて保育料の滞納者に対して納税交渉なりということで対応しております。今年度の徴収額については、保育料のほうで滞繰として幾らを徴収したのかという数字的な部分は持ち合わせておりませんが、そういう連携して業務に当たっているということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 子供たちが、本当に希望、お母さんたちは今働きながら、子供さんを預けて働きたいという人たちがふえていますので、そういうのはきちんと町として対応できるのかなということで、私は気になっていたので今お聞きしております。3歳未満の子供たち、預かるということは、やっぱりそれなりに預かって仕事したいという若いお母さんたちが多いと思います。それで、今課長の説明ですと、名足とかそちらは余裕があるけれども、そちらのほうだ

ったら待機に回ると、そういう話ですので、ぜひこの辺も含めて、皆さんがちょっとできるような方向で、ぜひ対応してほしいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 先ほどちょっとミスしまして。商工業の負担金のところで、田東山の環境整備業務の気仙沼市の負担金ということになって、わずか10万円という、わずかという言い方は変ですが、額は余り大きくないということですが、これはどういった意味のものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 田東山に文化財の関係のツツジ園もありますので、その関連もあるかと思うんですが、山頂付近は火防線を境にして気仙沼市の分になっているので、その一帯のツツジの管理については負担金をもらって整備していると、そういう状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 わかりました。額も余り多くなかったものですから、どういった意味なのかと、今までもあったと思いますが、なかなか気づけなかったような感じなものでお尋ねしたんですが、今回、前回もお話ししましたが、DCもありまして、田東山がいわゆるメインの会場みたいなお話も承っております。であればこそ、看板のときもお話ししましたが、やっぱり整備といった点は重要だと思いますが、ただこの気仙沼市とのツツジの管理というだけの経費なんですか。いわゆる歌津地区に私も行ったんですが、ツツジの手入れということで、ツツジの作業をやった経験がありますが、そういった事業というのは、今も事業を継続しているんですか。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 歳出のほうで出てまいりますけれども、田東山の今委員がおっしゃいましたようなツツジの管理だとかに関しましては、予算をとりながら、地域の方々にお願いしながら適切に管理しておりましたし、これからもそのようにやっていこうと、こう考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 そうすると、これとはもっとも予算は別だといった形の中でされていると思いますが、今話したように、DCもあることですので、ぜひこの辺の山頂の管理といったものは、ツツジならずお願いできればと思います。特に、この前も私行きましたけれども、山道の道路ですか、あの辺の修復というのはどうなっていたんですか。その後、私も行ってみないか

らちょっとわからないですが。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 田束山に登る林道につきましては、国の補助をもらった分、それから町単でやる分、それぞれ対応しているところがございますし、間もなく完成する予定でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 20ページです。2項手数料のところなんですけど、いろいろな窓口でのこの手数料だと思うんですけども、町の財源としてこういった手数料も必要なんだろうけど、基本的に今高台移転の方向に進む中で、いろいろな書類がないと土地の関係、あとローンを組むにしてもいろいろかかるんですけど、この辺は必要だと思うんですけど、生活困窮者、生活保護を受けている方とか、要介護の方とか、母子福祉、そういった家庭の方々のこういった手数料の免除というような考えは、町のほうではないのか。お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 諸証明は、町民いろいろな目的でお使いになると。ただ、そういう免除というような考え方からすれば、お客さんごとに使い道を特定をして、そういう手間暇をかけなければちょっと判断できないようなこともございますし、そもそも公用請求の部分については免除しておりますので、個々に必要だという部分については、手数料条例に基づいてご負担をいただくというような考え方でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 土地の関係では、登記所ですか、法務局関係ですと罹災証明を持っていくと、公図関係も含め土地の登記も含めて全部免除というような処理をとってもらっています。そういった中で、町がそういった条例に基づいてそれを免除しているというような形の話なんですけど、こういった人たちに対して、この条例に基づいた免除があるのか。国のほうではそういった形でやっていて、何でこういった生活困窮者を含めて、これからの再建が大変な人たちに対してこういった手数料を、200円、400円とかそういった金額のレベルかもしれないですけど、そのほかにも何千というやっぱり土地の関係とか贈与の関係とかいっぱいあるんですけども、何とかその辺の、どういう人たちに免除しているのか。あと、こういったその条例、詳しくはいいんですけども、とりあえずその条例の一部でもできれば教えてください。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 今手元にその手数料の条例、一字一句ちょっと持ち合わせてい

ないんですが、町長が特に必要と認めるというような表現だったような気がいたしました。それで、おとし震災直後に、4月1日からですか、仮の窓口を立ち上げたときに、いろいろな事情もございましたので、当分の間手数料無料ということで、2カ月ぐらいちょっと対応させていただいたことがあったんですけども、ようやく落ち着いたということで、また本則の手数料に戻させていただいたことはございます。ですから、その免除の規定が何と何ということではなくて、町長が特に必要と認めるというような表現だったと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 国のほうのそういった機関では、もう全面的に皆免除というような形で今は対応しています。それが今年度中かもしれませんが、とりあえずそういった形をとっています。町長が認めるというような形なので、ぜひその辺の町長の考え、柔軟に、まして生活困窮者の再建、公営住宅に入るにしても大変なので、できるだけ少しでも多くのお金を持って南三陸町に移れるような状況をつくってやるのも行政の役目だと思いますので、その辺町長ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 条例等について、手数料の条例等、なかなか私もちょっと詳細を詳しくわかってございませんので、その辺ちょっと勉強はさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほどちょっと答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。大瀧委員のあれで、保育料の関係ですが、23年度は全ての家庭がいわゆる免除というようなことにさせていただいておりました。24年度、今でございますが、たしか半壊以上の世帯について保育料を免除しているというような状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） なければ、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、20ページから27ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、20ページ、21ページでございますが、21ページの民生費、国庫負担金、中段で障害者自立支援給付費負担金ということで、この中には三つの事業

がでございます。障害者自立支援給付費、あるいは療養介護医療費、補装具給付費と、いずれも国庫負担分は2分の1でございます。

それから、21ページの上から3段目、児童手当金1億3,800万円でございますが、対象児童は1,619名分でございます。その国の負担率でございますけれども、ゼロ歳から3歳未満が45分の37、3歳以上が3分の2というふうになってございます。

それから、農水関係でございますが、50億2,500万円、農林水産業施設災害復旧負担金ということで、漁港と農道でございますが、主に漁港でございますけれども、19港分で49億9,000万円でございますが、これは全額100%国からの補助でございます。それから、農道災害2路線3,500万円ほどの事業費ですが、これにつきましては99.6%の国庫補助でございます。続いて、公共土木施設災害復旧負担金でございます。これは道路と河川でございますけれども、道路は8億3,100万円ほどでございます。それから、河川は1億600万円ほどでございますが、いずれも100%補助ということでございます。それから、公立学校施設災害復旧費負担金ということで、これは既に発注してございます名足小学校分でございますが、前にも申し上げましたように、義務教育施設は精算交付ということで、今年度発注いたしました。補助金の交付は25年度ということで、いずれもといいますか、建物それから備品含めまして3分の2の国庫負担金でございます。

それから、総務費関係でございますが、地域交通確保維持改良保全補助金ということで、3,500万円でございますが、臨時バスの運行委託料ということでございます。

それから、最下段の浄化槽でございますが、50基を予定してございまして、補助対象事業費は2,100万円ほどでございますが、補助率が3分の1でございます。

続いて、22ページ、23ページでございます。22ページの上段のほうに、災害廃棄物処理事業補助金ということで91億5,800万円でございますが、いわゆる廃棄物処理の補助金でございまして、対象事業費が101億7,500万円の90%が国庫から交付されます。25年度が最終年度になる予定でございます。

それから、23ページの同じように障害者自立支援金がございますが、こちらのほうは県の負担分でございます。4分の1が県から交付されると、こういうことでございます。

それから、中段の児童手当負担金3,245万7,000円ですが、これも国庫と絡めまして、県のほうは3歳未満が45分の4、3歳以上が6分の1ということの負担割合でございます。

それから災害救助費等負担金750万円でございますが、災害弔慰金でございますけれども、今年度4件分見込んでございます。250万円の4人分ということで1,000万円でございますが、

そのうち4分の3が県から国から交付されるといった内容でございます。

それから、市町村総合補助金1,370万円ほどでございますが、これも市町村、県からの補助金でございます。この事業では10の事業を予定してございます。額の大きいのは、消防施設の整備費用約1,000万円、それから園芸特産強化事業2,100万円ほど、それから市町村の交通安全対策推進事業ということで500万円ということで、合わせて10の事業で4,300万円ほどの事業費でございますが、補助率はそれぞれ違いますけれども、2分の1から3分の1の補助率でございます。

続いて、24ページ、25ページでございますが、24ページ上段の介護基盤等施設開所準備費でございますが、湖聖会を事業主体とする小規模多機能施設整備への補助金ということで、これはトンネル補助ということで、来た金額全て湖聖会のほうに補助するといった内容です。

それから、地域支え合い体制づくり助成事業補助金1億7,200万円でございますが、この事業も6つほどの事業がございまして、例えば福祉仮設の住宅支援事業約8,300万円ほどでございますし、被災者生活支援センターの事業、こちらのほうには5,400万円、それから復興支援センター設置事業委託料2,300万円ということで、6つの事業で1億7,200万円ほどということになります。

それから、中段の浄化槽設置事業補助金、こちらのほうにつきましては6分の1が県から交付されるといった内容です。それから、中段のみやぎ環境交付金、LED照明化工事ということで、公民館、小中学校を予定してございます。

それから、24ページの最下段ですが、東日本大震災農業生産対策交付金1,000万円でございますけれども、こちらについては被災した施設・機械の復旧に係る補助でございます。8地区の機械利用組合に交付する予定でございます。管理機械等が約25台分でございます。補助率が2分の1でございます。

それから、25ページの上段、被災農家経営再開支援事業交付金ということで1億5,100万円でございますけれども、こちらについては農地の瓦れき撤去に係る補助金ということで、補助単価でございますが、水田については10アール当たり3万5,000円、約215ヘクタールを見込んでございます。それから、畑地については10アール当たり4万円、これについては190ヘクタール分を見込んでございます。それから、中段に農山漁村地域整備交付金ということで3億3,860万円ほどでございますが、これは町内の10の漁港の防潮堤整備に係るものでございまして、補助率が2分の1でございます。10の漁港でございますが、石浜、稲渕、館浜、田浦、寺浜、長清水、津の宮、藤浜、荒砥、平磯、この防潮堤整備に係る補助金ということでござい

す。

それから、商工費補助金については17億9,300万円ということでございますが、全部で事業は21ございます。これについては、議案関係参考資料の72ページから78ページまで記載してございますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

それから、教育費関係でございますけれども、小中ございまして、被災児童・生徒就学支援事業補助金ということで、小学校については366人分、それから中学校については237人分計上してございます。

それから、最下段ですが、民生費で地域医療復興事業補助金ということで4,200万円でございますが、これについては総合ケアセンターの設計に係る補助金ということでございます。

26ページでございますが、教育費補助金で、社会教育施設災害復旧補助金6,353万3,000円でございますが、これもさっき名足小と同じような補助金の交付の仕組みでございます。精算交付ということで、事業は既に総合体育館、平成の森、発注してございますけれども、補助金は25年度に交付されると、こういった内容でございます。

それから、中段に知事選挙あるいは参議院議員選挙、それぞれの委託金を計上させております。知事選挙の任期満了は本年の11月20日、参議院議員は7月28日任期満了となっております。

それから、26ページの最下段、農業費委託金ということで、これにつきましては、町内の5つの地区、西戸、在郷、田表、泊浜、板橋、5つの地区の換地業務にかかわる委託金でございます。

それから、最後になりますが、自然環境活用センター再興事業委託金ということで、活用センターの機能の復旧にかかわる経費が委託金として交付されると、こういった内容でございます。

以上、国・県補助金の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、13款国庫支出金及び14款県支出金までの質疑に入ります。質疑はございますか。

三浦委員、済みません、暫時休憩いたします。休憩後に質問をお願いします。再開は2時30分といたします。

午後2時17分 休憩

午後2時30分 再開

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長による細部説明が終わっておりますので、13款国庫支出金及び14款県支出金までの質疑に入ります。14番三浦委員。

○三浦清人委員 総務課長さんも町長さんと同じで、しゃべり方が早くなってさっぱり聞き取れないというか、書きたてられないというか、もう一回説明願います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。数字をゆっくりという要望がありますので、ゆっくり。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、20ページ、21ページでございますが、20ページの下段、国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金1億2,600万円でございますが、この内訳でございますけれども、3つの事業がございまして、1つは障害者自立支援給付費、それから療養介護医療費、補装具給付費、いずれも国庫負担分は2分の1でございます。

21ページの3段目、児童手当金1億3,800万円でございますが、この対象児童は1,619名分でございます。国庫の負担割合でございますけれども、ゼロ歳から3歳未満につきましては45分の37、3歳以上につきましては3分の2の負担でございます。

中段の農林水産業施設災害復旧負担金50億2,500万円でございますけれども、これについては2つの区分に分かれておりまして、1つは漁港災害、19港分でございます。この補助対象事業費は49億9,000万円で、国庫負担金の割合は100%でございます。それから、農道災害2路線でございまして、補助対象事業費が3,510万円、補助率は99.6%でございます。中段の公共土木施設災害復旧費9億3,760万円でございますが、これにつきましては道路分8億3,100万円、河川分10億660万円、この補助率はいずれも100%でございます。3節の公立学校施設災害復旧費負担金3億690万円でございますけれども、これは名足小学校、既に発注してございまして建物及び備品に係る国の負担金で、補助率は3分の2でございます。

それから、総務費補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金3,500万円でございますけれども、臨時バス災害運行委託料ということでございます。

それから、最下段、衛生費補助金で720万円でございますが、浄化槽設置事業補助金ということで、50基を予定してございます。補助率は3分の1でございます。

22ページでございます。中段、災害廃棄物処理事業補助金ということで91億5,800万円でございますが、この補助対象事業費は101億7,500万円ございまして、そのうちの90%が国庫補助でございます。なお、平成25年度最終という予定でございます。

それから、23ページの社会福祉負担金、中段の障害者自立給付費負担金、先ほど申し上げました3つの事業で、県の方はそれぞれ4分の1の負担率でございます。

それから、児童手当負担金、先ほど国庫を申し上げましたが、県費につきましてはゼロ歳から3歳未満が45分の4、それ以外につきましては6分の1の補助率でございます。

それから、総務費補助金、そのうち市町村総合補助金でございますが、1,370万円でございますけれども、10の事業を予定してございます。そのうち主なものは、消防施設等の整備事業、これは約1,080万円でございます。それから園芸特産重点強化事業費約2,100万円でございます。それから市町村交通安全対策事業約500万円でございます、それ以外7つの事業がございまして、補助対象事業費が4,330万円ほどでございますが、補助率はそれぞれ違っておりまして、2分の1から3分の1以内ということでございます。

続きまして、24ページでございます。上段の介護基盤の3,000万円と、それから施設開所準備経費497万7,000円でございますが、湖聖会が事業主体で行います小規模多機能施設への補助ということで、全額でございますので、トンネル補助というような扱いになります。

それから、地域支え合い体制づくり補助金ということで1億7,200万円でございますが、これらも6つの事業が予定されてございまして、その主なものは福祉仮設住宅の生活支援事業、こちらは8,380万円ほどでございます。それから、被災者生活支援センター事業、こちらの補助金は5,400万円ほどでございます。それから、復興支援センター設置事業委託料ということで2,330万円ほど、以下3つの事業がございまして、合計6つの事業に対する補助金でございます。

それから、中段の浄化槽交付金事業補助金、県補助でございますが、先ほど国庫を申し上げましたけれども、県については6分の1の補助率でございます。中段のみやぎ環境交付金316万円でございますが、公民館、小中学校の照明LED化を予定してございます。

それから、24ページの下段、東日本大震災農業生産対策交付金ということで、1,000万円でございますが、被災した施設・機械等の復旧にかかわる補助でございまして、8つの地区の機械利用組合が事業主体でございまして、管理機械等は25台でございます。その25台の補助対象事業費は約2,000万円でございますけれども、その2分の1が今回交付されるということでございます。

それから、25ページの上段でございますけれども、被災農家経営再開支援事業交付金ということで1億5,100万円でございます。これは、農地の瓦れき撤去に係る補助金でございます、補助単価、水田は10アール当たり3万5,000円、総面積は215ヘクタールを予定してございます。畑につきましては10アール当たり4万円、こちらは190ヘクタールを見込んでございます。それから、中段の農山漁村地域整備交付金3億3,860万円でございますけれども、これに

つきましては、防潮堤整備にかかわるものでございまして、具体的な漁港の名前は、石浜、稲
渚、館浜、田浦、寺浜、長清水、津の宮、藤浜、荒砥、平磯、以上10の漁港で、補助対象費が
6億7,700万円の事業費でございますが、そのうちの2分の1の補助率でございます。

それから、中段の商工費補助金、3つの緊急雇用といたしますか助成補助金がございますが、
合わせて31の事業が予定されてございます。この事業の詳細につきましては、議案関係資料の
72ページから78ページまで記載してございますので、参照いただきたいというふうに思いま
す。

25ページ教育費補助金で、被災児童・生徒就学支援事業補助金がございます。小学校1億
400万円でございますが、これの対象児童は366名でございます。同じく中学校については237
名でございます。

最下段、民生費補助金4,200万円でございますけれども、これは総合ケアセンターの設計に
かかわる部分でございます。

続いて、26ページ、社会教育施設災害復旧補助金でございます。これは総合体育館と平成の
森の災害復旧費でございますが、教育費につきましては後年度精算交付ということで、既に事
業は発注してございますが、25年度に補助金が交付されるということで、補助金につきま
しては3分の2でございます。

それから、総務費委託金、選挙関係でございますが、宮城県知事選挙につきましては、任期
満了が11月20日、参議院議員選挙につきましては7月28日、いずれもその選挙に係る経費を見
込んでございます。

26ページの下段でございますが、農村漁村地域復興基盤整備事業、換地業務委託金というこ
とで、これにつきましては5つの地区を予定してございまして、西戸、在郷、田表、泊浜、板
橋、以上5地区の換地業務に伴う委託金でございます。

27ページの上段でございますが、自然環境活用センター再興事業委託金ということで、
1,000万9,000円でございますが、活用センターの機能の復旧にかかわる分ということで計上い
たしております。

以上で、国・県補助金の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 遠藤副町長が着席しております。

担当課長による細部説明が終わりましたので、13款国庫支出金及び14款県支出金までの質疑
に入ります。阿部委員。

○阿部 建委員 25ページの農林水産業費の県補助金、被災農家経営再開支援事業交付金1億

5,125万円、瓦れきの撤去215ヘクタール分という説明でありましたが、これでどの程度、いつの時期を予定しているのか。ことし関連になりますか、この農地の関係で、ことし被災農地がどの程度耕作できるのか、その辺の内容についてまずもってお伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 被災農家経営再開支援事業交付金の内容についてお答えさせていただきます。

ご存じのとおり、農地の瓦れきの収集ないしは草刈りなどをしながらの保全事業を行う事業でございますが、今年度の予定では、5月末から6月あたりをめどに、国のほうの手続が済み次第早急に開始をしたいと、できるだけ早く開始をしたいというふうに計画をしているところでございます。

現在、耕作できる状態になっている農地の面積というお尋ねですが、実はこれは最も早くでき上がる部分の農地が災害復旧事業で進んでおりまして、この年度末を目標にまずもって進めてございますので、それが完了できるのは平磯地域と、それから田尻畑の地域の一部というようなことで、ほとんどは今年度25年度の工事の中で復旧が進む計画となっております。作付そのものは、したがいましてその平磯の農地ぐらいのところかなと、ほとんどは来年度、26年の春からの作付ができるようになっていく見通しでございます。

なお、区画整理のほうの圃場整備事業は、さらに26年度の工事ということになりますので、もう1年おくれる部分が出てくる可能性がございます。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部委員。

○阿部 建委員 ことしは作付できないということですけども、どんなわけでおくれているのか。かなり他町村、作付できるところは相当面積できているんですけども、本吉あたり。できるだけ早い時期といっても、あなたたちの早いのと私の早いのは全然違うかもしれないので、何月ごろそれをめどに考えているのか。ついでですので、この際農業をやめようかなと、機械も流したし、これから機械を買ってまでやれないという人が多く出ております。それらの内容について、課長はどの程度把握しているのかなと、私は相当数、後はやめたという人がいると思いますよ。その辺は全然把握していないのかどうか、被災農家の何%が再度農業をやろうと思っているのか、思っていないのか。それらを、現状復帰ですから、その農家の希望どおりに何だかんだできるわけでもないから、もとの姿に戻すのが原則でしょうから、そういうことで進めているんだろうと思いますが。

ひとつまた新たに今思い出したのでお伺いします。25ページの商工費、これは裏にあるよう

に見ればわかるんですけども、あなたたちは後で見ろなんて言っても、もう少し親切に、主にどういうものにどう使って、その辺はもう少し客観的にわかるように説明していただけないでしょうか。あくまでも後で見ると、いつでも見ればわかるということですか。2点について。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） まず、一つ目ですが、おこなっているということもありますが、実は災害復旧事業を進めるのとあわせて、実際はその被災した農家の方々の営農再開の手だてを考えないと、農地だけが先行してしまうことになってしまって、またその1年間の保全なりあるいは作付なりという部分の問題が出てくるということから、その農業機械の整備をあわせて進めたいというふうに考えておりました。その農業機械の整備の予算につきましては、24ページ、前のページの最下段のところ東日本大震災農業生産対策交付金ということで載ってございますが、これもその施策の一部なんですけれども、その被災した地域の中で農業生産組合をつくっていただいて、そこに生産のために必要な農業機械を、この生産対策交付金とは別枠の国直轄の交付金事業で整備を図っていこうと思っているんですが、その交付金の中で救えない部分を、この生産対策交付金でさらに補填していこうと。その違いは、50万円を下回るものについては国の交付金が使えないということなものです。それを下回る50万円以下の機械を、この生産対策交付金1,000万円を使って整備していこうと思っております。この事業と並行して農地の復旧のタイミングをはかりたいというふうに考えております。

生産意欲を持っている農家の割合でございますが、アンケート調査を実施いたしまして、正確な数字はちょっと手元に資料がありませんが、半分以下の方しか営農意欲はまずないということでありまして、さらにその中で継続的に農業をやりたいというふうに意欲を持っている方は、その半分のさらに3分の1程度と、10年以上継続して私は農業をやりたいと答えている方は、ですから15%前後というような厳しい実態でございます。ですので、農業機械を整備し、さらにそれらで集落の中で農地を集積しながら地域の担い手を育てていくような考えで、農地復旧とあわせて計画立てを進めているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 25ページのその商工費補助金の中の緊急雇用事業に関して、若干説明させていただきたいと思いますが、ここに商工費補助金で17億9,350万7,000円ありますが、緊急雇用事業はこの1,000万円を除いた分でございます。従来からその緊急雇用という

言葉はかなり浸透しておったんですけども、従来はいわゆる失業して仕事がない方に緊急的に雇用を創出するというような事業だったんですが、その流れをくんでおりまして、今回は特に震災の関係で仕事をなくしてしまった方、そのような方々を中心にとということで、今回大きく3つの形式に分かれました、グループというか。それで、1つが震災等緊急雇用対応事業ということです。それから、この震災も含めて仕事を失ってしまった方が、これから今度は再度始めるに当たって、あるいは別な仕事を始めるに当たって、末永くその仕事を続けていこうということで、それで生涯現役全員参加、少し長いですけども、こういうようなグループの部分と、それからもう1つ、最後に重点分野雇用創出事業というもう1つの形式があるんですけども、これはこれまでやっていなかった事業を新たにやるために、仕事を持っていない方にこういう対応してもらおうということなんですけれども、この事業費そのものは、国のほうから県のほうに基金としてつくっていただきまして、県のほうから町のほうへ流れてくるという、そういうような仕組みでございまして、25年度の中ではまだですけども、24年度におきましては、宮城県全体の中で南三陸町は金額にして39%ほどの事業を行っております。これらの今申しました3つの系統のグループ分けに関しましては、歳出のほうには細かく出しておるんですけども、その事業内容は関連資料をごらんいただきたいということなんですけども、もう一つだけ言わせてもらいますと、その歳出のほうである部分で、町が直接雇用する分は賃金という形で計上していますし、あとはその各団体だとか、そちらのほうの事業、例えば漁協だとか社会福祉協議会だとかでやるほうは、委託料という形で歳出のほうは計上させていただいております。大まかなところが以上でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 阿部委員。

○阿部 建委員 農業、農地の関係ですけども、本当にやろうとする人は15%、そんなところでしょう。その15%の中で何か団体をつくるんですか。やる気のある人がつくって補助をもらうのは、組合か何かつくらないと個人に補助を出せないものだから、そういうものをつくってその中で補助をすると、8団体、何団体、に補助をするんだということのようですけども、なかなか面積的には、聞いてもないから説明もしないんでしょうが、面積的にも面積があつて全く農業が、被災農地が15%しか出ないという現状が、非常に当町にとっては厳しいなど、そのような農地を、やらない農地を一体今度はどうするんだろうなど、それを休耕してまた遊休農地ですか、どういうふうにその、あるいはそういうのを貸す、借りてやる人があるのかどうか、これは重要なことです。農地の利用と農地の貸し借りの問題、町のほうではどのような方法がいいと課長は考えていますか。できれば、やはり草ぼうぼうになりますから、借り手、

貸し手があって、できればつくっていただくように努力していただきたいと思いますが、その辺がどういう方向で、現実はそうだと思います。15%ぐらい。

それから、商工費の関係、およそはわかったようで、わからないようなところもありますが、あとはわからないのは私の頭の関係ですのですね。これは商工会のほうにそのまま委託するというのは、そんなものではないんですか。仕事のない人への対策だということですけども、これらについては商工人の仕事の場なんでしょうか、はっきりわかりませんが、もう1回その辺説明願います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 面積の件についてお答えします。被災した農地、わかりやすく概数全体で申し上げますと、約400ヘクタールというふうに捉えていただければよろしいかと思います。これは、内訳とすれば田んぼが220、残りが畑ということになるわけですけども、この被災した農地の中で、なるべくその復旧後に営農が再開しやすいようにということで、生産力を上げられるようにしたくて圃場整備事業を導入しているわけですが、圃場整備で復旧見通しがある面積で、今140ヘクタールです。これで5カ所です。400のうちの140ですので、あと今回8カ所と申し上げている部分は、圃場整備以外の地域も、見込みですけども、まだ組織づくりに励んでいるところですので見込みではありますが、そちらの面積を入れても圃場整備と合わせて半分の200ヘクタールぐらいではないかという感覚です。そうしますと、おっしゃるとおり、あと半分の農地の課題が残りまして、これらについては非常に大変難しいところはありますけれども、今努力しておりますのは、やはり営農意欲の低下を補う方法としては、他の地域で大きく農業をやっている方々への貸し借りをなるべく進めようということと、その前段ではもちろん地域の浜ごとの中で、なるべく組織立てて自分たちの中でできるだけ農業を進めるような、そしてそこにふさわしい作物とかという部分については、農業改良普及センターなどと一緒に検討しながら、それぞれ地域の話し合いの中に町が参りまして、地域と話し合いを進めながら営農の再開努力をしているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 27ページになりますか、2節の水産業委託金、ここに一つ目は第2種漁港内の照明施設の管理業務と、これは県から町が委託されているんだろうと思いますが、さらに町がどこか地域に委託しているのかどうか、その中身はどうなっているのか。

それから、その下の自然環境活用センター再興事業の委託金1,000万円ほどあるんですが、これらの中身といたしますか、今後の、再興となっているからこれをまたやり直すんだろうと思

うんですが、その考え方、中身はどうなっているんですか。

○委員長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私のほうから第2種漁港区域内の照明施設についてお話しを申し上げます。

これにつきましては、志津川漁港の部分でございまして、はまゆり大橋から下に行く道路がございすけれども、そこに照明灯がついております。その管理料、主に電気料になります。県から委託料をいただきまして、町のほうで電気料をお支払いしているという状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 自然環境活用センター再興事業委託金の関係でございしますが、津波前にその自然環境活用センターがあったのはもちろんご存じだと思いますけれども、これが津波でなくなりまして、宮城県のほうで、これを再建するのであればお手伝いをしましょうということなんですけれども、再建するにしても何にしても、これまで蓄積しておりましたデータだとか、この湾内の環境調査のデータとかもそっくりと流出してしまいましたので、再建するまでにそれらのデータのできるだけその復元ですとか、あるいはいろいろな研究機関だとかにこれらのデータを提供した部分もありますので、それらを今度は逆にそのデータを戻してもらって、それらのデータの蓄積が終わった後に、今度は例えばハード的な施設をどのような形で再建するだとか、それらの準備をするための経費ということで、宮城県のほうからこの分が委託料として委託されて、その準備作業をするという内容の事業でございす。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 そうすると、再興するための下準備をすると、それは例えば基礎が整って再建していくというような場合、建設費とかこれからの、そういうものはどうなんでしょう、県のほうで応援してくれるんでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 具体的に、その再建する整備費だとか、それからその後の運営費に関しては、まだその辺の協議にはなっておりませんが、いずれこれを再建できれば、ユニークな活動をしておりましたので、宮城県のほうも国のほうも、これを再建してほしいと。さっき言いましたように、これをどのような経費でもって再建するかに関しては、まだ復興交付金にするのか、それとも町費単独にするのか、別な補助金にするのかというのは、まだこれは協議はなっておらないですが、とりあえずその準備作業ということでやらせてもらって

ます。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 このセンターは、先生がおっているいろいろやってきたんだらうと、横浜先生ですか、一つの町にとってはなくてはならない施設というふうな、そういう位置づけの一端ではなかったかなと思うんだけど、県がそのように、応援するからやれと言うのであれば、やはり最後まで県に面倒を見てもらって、立派なものを計画して建てていく必要があると思います。それならず、高度利用センターですか、袖浜、ああいう分野にもそういう考え方を延べていって、やはりもとあったそういう施設、さらにその復旧ではなく復興という点ですから、以前の施設よりも進んだ高度な、そのような施設整備を考えていくべきだらうと思います。ひとつ課長の手腕を振るっていただいて、県のほうからどんどんと応援をもらってやっていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） ただいま委員がおっしゃいましたように、今後これを再建するに当たっても、これを公の施設として再建して、それで運営していくのか、それともいろいろなNPOから含めて民設民営でやっていくのか、公設民営でやっていくのかとか、それらに関しましても、今後幅広く関係団体あるいは関係者と協議しながら、その再建の方法を煮詰めていきたいと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 初めに、21ページの地域公共交通確保ということで、臨時バスの国庫補助ということではありますが、現在これは何課かな、臨時バス関係なんです、企画のほうかな、赤字で無料バス、歌津の平成の森から迫、登米市の市役所前までに1日2往復半ぐらいやられている、無料でね。この利用する方々を見ますと、志津川地区の方々が結構多いんです。無料ということで、各ベイサイドから何から回って歩いて、結構利用する町民の方々があるわけです。話を聞きましたら、3月いっぱいやめるというようなお話があって、志津川地区あるいは歌津地区の方々も、利用する方々は非常に残念に思っているんです。特に、仮設にお住まいの方々、買い物含めて登米市にいる仮設の方々に会いに行ったりとか、いろいろと利用度といいますか、利用目的も多岐にわたって、非常に便利がよくて重宝しておったんですけれども、3月いっぱいやめるというようなお話なんです。これはぜひ継続してやっていただきたい、それが住民の声でありますので、どのような対策をこれから講じるのか。

それから、農地、先ほど担当参事も大変だと思うんです。当初は25年度で大体復旧・復興と

いう形で進んでいったのではないかなと。早い時期に調査、皆さんからアンケートをとって、再開するのかもしれないかと、中には整備をしてもらうのであれば再開するとか、いろいろなデータがあるわけなんです。それからかなりの月日が流れて、今お話し聞きますと2地区、平磯と田尻畑しか25年の作付には間に合わない、あとは26年度の作付だと、そういうふうな話なので、スピードをもってこの復興に取り組んでいくというのが町長の施政方針だったんです、24年度の施政方針、スピードをもって。何でその町長がせっかくスピードをもってと頑張っているのに、担当課にいくとがたとスピードが落ちるんですか、その辺がおかしい。皆さん、町長に反発しているんですかね。町長がやるようなことに、やっぱり皆さんも頑張ってもらわないと、町長ばかりスピードで、実際になってくるとスピードダウン、一体何なの、この役場の庁舎内はどうなっているんだと、こうなるわけなんだね。その辺やっぱり待っている方もいるんですから、当初の目的どおりにやれるということで。再開希望者、農業を継続するというのはパーセンテージは少ないんですけども、その中にもやる気のある方もいるわけですから、もう少しスピードをもってやってもらわないと困るんです。いろいろな事情もあるでしょうけれども、やはりその中でもスピード感をもって進んでいかなければならないのかなと、そんな思いでいます。

24ページの、前者もいろいろ質問したんですが、この機械の2分の1の補助だと、8つの団体、農業生産組合の直轄の補助金にあぶれたというか、対象にならない方々の救済という形の事業だというようなお話でありました。それはそれとしていいんですが、これはあくまでも団体ですね、出すのが。先般国のほうで、個人の所有になっていたトラクターが津波で流されたものに対しても、支援ということで対象になったというお話ですけども、それはまだ情報が来ていないですか。個人が所有していたトラクター、これが津波で流出、あるいは水に浸かって使えないものに対しても、国のほうではそれに対する補助を出すということになったようです。正式な通達というんですか、町のほうに来るのがまだおこなっているのかなと思うんですけども、それはそれでして、また後で補正という形でとるのかどうか。その調査も多分させられるというか、しなければならぬかと思うので、今現在町のほうで、町内でトラクターを含めた機械、流出した台数というのは把握しているかどうか。なければいいですよ、どうせ後で調べるようですから。そういうことです。

それから、緊急雇用といいますか、この商工費補助金、参考資料72ページ、多岐にわたっての昨年同様のものもありますし、また新しく出てきたようなものもあるのかなという感じがするんですが、さて、今大変問題になっている人件費、既存で営業されている商店、あるいは水産

加工業も含めて、その人件費の差ということで、なかなか人も集まらないというふうなことが町内でも、私どもの町だけではなく、よその町のそうですが、問題になっておるんです。この事業内容、一つ一つ言いたいことはいっぱいあるんですよ。だけれども、それは言ってもしようがないんですが、その人件費で、各事業名ごとにこれは算出していないかな、時給とか日給とかというのは出ていますか。出ていないですか。出ていればですが、出ていなければ結構です。

今度は、その76ページ、これは36号議案だからいいのかな、これも含まれているんですか、緊急雇用、生涯現役の関係もこの中に入っているのかな、これは入っているね、参考資料のね。この中の養殖生産等復旧支援事業、いろいろと去年は漁協の組合員の方々、大分問題にされて県のほうにも行かれたと、当町の産業振興課の窓口にも押し寄せたという話も聞いておるんですけれども、昨年と同じような事業内容なのかなと思うんですが、この事業内容が現在も今継続して事業が行われているんですが、果たしてこれはマッチしているのかなと。こういう面からまた騒ぎが出ないのかなと心配なのですよ。そういう問題を回避する上でも、これは漁協さんのほうに委託するんですよ。委託する際の指導といいますか、きちんとしないと、また漁民の方々から文句が出るおそれがあるわけです。これはあくまでも町がやる事業ですから、町は漁協のほうに委託しているから、あとは漁協のほうで解決というわけにはいかないわけなんです。あくまでも町が委託するわけですから、町の事業としてやるわけですから、だから窓口には押し寄せてくるということもあるわけです。町に行ってもらちが明かないから、県のほうに直接行った、去年は。そういうことのないように、きちんと指導して委託をしていただきたいというふうに思うんです、この事業内容、マッチしているのかということで。騒ぎのないようにひとつお願いをしたいということです。

それから、2番委員もお話がありましたこの自然活用センター、それから袖浜にありましたセンター、これからどうしようかというようなことで、いろいろと計画を立てているというお話なんですが、今のうちであれば、この復興交付金に出てくるのかなと、これは5次か6次で申請はしているんですか、国のほうに、これからのこの再建に当たって、建設に当たっては。今から委託だのどうするかなんて検討しているうちに、復興予算が打ち切られて、あとは自分でお金を出さなければならないようなことになったのでは困るんです。100%面倒をもらううちに、この事業も入れてやらなければならないのではないかなということなんです。だからスピードをもってやらなければだめです、ねえ町長。スピードが足りません。町長が一生懸命スピード頑張るとやっているのに、もう少しスピードやらないと、半年早くやれば国

から100%でやれたのに、遅くなったために手出ししなければならないなんていうことのないように、そこを心配しているんですが、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 1点目の日赤バスのご質問の関係でございますけれども、議員ご承知のとおり、日赤バスについては平成23年の9月25日から運行を支援していただいております。2往復半という形でマイクロバスの運行でございましたけれども、利用動向が結構好評でございまして、運行の継続に対するお声も直接当課のほうにも入っております。それで、この考え方でございますけれども、とりあえず日赤バスについては、この3月31日をもって一応終了となりますので、町のほうでは継続してこの運行形態を維持していきたいというふうに考えてございまして、後ほど歳出予算でのご審議になりますけれども、これが復興交付金の効果促進事業の対応になるということで、12款にその必要経費を計上してございますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。なお、あわせて町内の12路線のバスがございまして、そのダイヤ等の見直しも当然やらなければいけないんですが、当面4月1日からはストレートに全部の路線変更できませんので、日赤バスにかわる南三陸町のコミュニティーバスを、南三陸町の仮設と平成の森、南方の仮設と平成の森をつなぐコミュニティーバスの運行は開始する予定でしてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 失礼いたしました。スピード感ということで、農地の復旧の計画で、ちょっと私先ほど申し上げたのが、田んぼのイメージでお話ししてしまって、農地復旧が終わっても春先からの作業となると、25年度に整備が終わって26年というふうにイメージしてちょっと表現してしまいましたが、当初の計画を大きく変えるものは特にありませんで、畑作でいってあげばことしの夏ぐらい、夏の後半ぐらい完了目標で災害復旧事業のほうは進んでおりますので、秋の作物、畑作であれば、それに間に合うようにという計画で進んでございますので、先ほどはちょっと水田をイメージして時期を申し上げてしまいました。あとの事業につきましては、もとより計画しているスピードで進めてまいっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

そして、そのお話しいただいた個人のトラクターの情報、実は始めて私も伺いまして、まだ県のほうからもそういった情報が届いていないんですけれども、私たちこの復興事業をやっていく中で、制度の充実というものが確かに時間の経過とともに出てきたりすることがありまして、それによっては地域との話し合いの内容も変わってくるものですから、急いで慌ててとい

う一方では、本当にそういう制度の変化みたいなところは見きわめて、なるべくこれから将来に向けて最もいい形の制度の選択をしまいたいというふうに思っております。そのため、制度申請するためのトラクターなどの被災した台数は、現在調査をちょうどしているところですので、この後の機会などにはお示しできるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 緊急雇用事業の関係でございますが、やはり賃金の関係で、高いとか安いとかというお話は両方聞かしまして、この緊急雇用事業の賃金が高いから、なかなか民間の事業者に集まらないんだというお話は聞かすけれども、それは実態はどうかかなと思っておりますが、と言いますのは、この緊急雇用事業は県からその市町村のほうに流れてきて、どちらかといえば公共的な事業をする際に雇用をしてくださいと。それから、民間の事業者が営利事業のために新たに失業者を雇う場合には、それは県のほうからの補助金が出ますので、ですからここで高い、安いだけで人が集まらないのかどうかというのは、それは働く人が好む業種なのかどうかということにもよってきますので、その辺のところは私どものほうも詳しく把握しておりませんので、違うとは言いませんけれども、多分そういうことは何とも、この関係で人がいないというだけの理由にはさせてほしくないなどは思いますし、それからもう一つ、先ほどお話しありました漁協に委託している分でございますけれども、震災の関係で仕事がなくなった方々の雇用対策として、だったら漁協さんのほうでも、雇用を確保するためにこういうのがありますけれどもいかがですかということなものですから、それで漁協さんのほうで、私のほうはやらないと言われれば、それはそれまでで終わりですと、そこに形態は委託という形になっているんですけれども、そちらに全額賃金等を出しているものですから、そちらのほうで雇用するに当たりまして、どうしても雇用するのに無尽蔵に人を抱えるわけではないでしょうから、そちらで採用にあぶれた人が、その財源を出す役場のほうに来て、何で私は採用されないんだと言われても、私どものほうも何ともそれは言いかねるところがありまして、その方々がまた県のほうまで行かれたということは、丸っきり心外でございました。そのあおりを食ったためかどうか、宮城県のほうで私どものほうの現場を見に参りまして、実はこのような養殖事業の関係で緊急雇用制度を使っておりますのは、県内では当町だけでございまして、ですからほかとは比べようがないんですが、これがその緊急雇用事業の趣旨に反しているということではなくて、こういうことでつないでいってもらえればかえっていいんだという、そういうような評価をいただいておりますので、25年度も26年度も、人数は若干

変動あるかもしれませんが、やりたいと思っております。

それで、その単価の関係でございますけれども、今度はほかとの競合で、確かにこの地域の相場からしますと安くはないんですけれども、ただ雇用される側からすれば悪くはないのではないかなど。ですから、両面を持っているものですから、何とも私どものほうでも言いかねるところなんですけれども、来年度、再来年度も続けたいと考えております。

それから、もう一つ自然環境活用センターの関係でございますけれども、委員がおっしゃるように、整備するための事業が時限切れにならないようにというのは、これは重々考えながらやってはおりますけれども、ただこれに関しましては、急いで、急いでということで、前のおりにばかりやるよりも、それこそスピード化ばかり図って拙速にならないように、そこはその期限があるでしょうけれども、じっくりここは考えながら、今後のこの地域のためにどのような形態のものがいいのかを考えていきたいと、こう考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員。

○三浦清人委員 では、まずバスの関係、歳出のほうに出ているということで、日赤の無料バスと同じような体系で町営のバスを出すと、結構なことでございます。ぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから、農地のほう、田んぼ、畑ということで、私は田んぼも最初は25年度から作付できるのかなと思っていました。ですからそういうふうな話になりました。計画では25年度中に整備して26年の作付というようなお話ですが、前にも言ったことがあるんですが、これから整備しますよね、全体をまとめて、2カ所ですか、我が町で広域にやるやつ、何カ所になったんですか、広域というか圃場整備、5カ所ですか、あと小さく個人のやつもあるでしょうからね。その圃場整備をするに当たって、その圃場整備した農地の所有者が確実に再開するのか、再開しない場合は貸すと、その借りの方が確実に借りて耕作ができるのかということに心配しているということを前に言った経緯があるんです。圃場整備しました、やる人がいません、また草が生えましたでは、そうなった場合において、その補助金の返納とかという問題は出てこないかどうかです。あとで会計院か何かで見に来るなんていうことはないでしょうか。それも心配しているんです。だから、その辺をきちんとやって整備していかないと、やったはい、やる人はいませんでは、これは大変なことになりますので、その辺の調査をした上で事業を遂行されたいというふうに思いますが、いかがでしょうかという質問です。

それから、トラクターの関係、正式にまだ来ていないと、多分来ると思います。来ないから私はつきり来ますということは言えませんから、今の段階では、多分来ると思いますので、早

目に調査などをして対応していただきたいというふうに思います。

それから、緊急雇用の関係、本当に課長さんの答弁を聞いていると、後は何も語れなくなるような答弁なんですけれども、私がさっき言ったのは、委託する先に指導が必要ではないかということを行っているんですよ。こういうふうに委託しますから、こういう内容のもとでこういうふうにやってくださいと。受けた方は、あとはこっちでやるんだから町は何とも言えないではなく、やっぱり指導する立場なんです、町の事業として委託するわけですから。その辺ももう少し優しくというか、丁寧というか、木で鼻をかんだようなという言葉があるけれども、何かそんな話のように聞こえるので、もう少し優しさを持って議会にも接していただきたいと、そう思いますよ。何だか二の口がたたないようなできないようなお話しですので、もう少し優しくね。

それから、活用センター、期限ということもありますけれども、その期限内でやればいいんです。補助をいただく期限内であればじっくりと考えてやっていただきます。ただ、先ほど言ったのは、期限が切れて補助対象外になっては大変ですよということを行ったのであって、その辺のところなんです。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 圃場整備後の耕作放棄地といいますか、遊休化みたいなことにならないのかという部分については、補助金返還の対象になりますので、会計院ももちろんあるという前提で取り組んでおりまして、農地をまず区画整理しまして、今ある農地の位置とは当然換地によって入れかえが出てきますので、その換地後の農地、1枚1枚の農地に対して、誰がどういうふうな営農をするのかというところまでを計画申請に必要とされておりまして、それらを地域ごとに話し合いを積み重ねまして、整った段階で正規に申請が行われるということになりますので、そこで立てられた計画を、なお実践といいますか守っていけるように、町のほうでも地域とかかわっていきたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 緊急雇用事業の関係でございますが、特に漁協のほうに委託している事業に関しまして、いろいろな方面からいろいろなご意見があるのも私どもも聞いておりますので、天候によって外の作業ができる場合とできない場合だとか、あるいは日中の日の長さ、長さによって労働時間とかがいろいろなことがあるのは私どもも聞いておりますので、その辺に関しましては、周りからいろいろなクレームがつかないように細かく指導してまいりたいと考えておりますが、なおそのような形で、極力私どものほうも現地に行ったり、あるいは

そちらの委託先の担当者のほうと細かく連絡を取り合いながら、できるだけ有効にこの事業が進んでいくように取り計らいたいと思います。

それから、自然環境活用センターに関しましては、委員のおっしゃるとおり、期限切れにならないように、それでその有効的なやり方をするように考えてまいります。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦委員。

○三浦清人委員 大変立派な答弁です。最初からそういうふうにやっていただくと、あと質問しなくてよかったんですけども。

それから、田んぼの圃場整備、この際だから、無料だからやってもらいましょうということが聞こえてきているのは事実なんです。ですから、その申請あるいは地域の方々と話し合いをしてやる場合において、もしやらなければ、この補助金はお返ししなくてはならないから個人負担、個人負担というか、それぐらいを話しておかないと、安易な気持ちで、どうせこの際だからということになってしまうと大変だということを言っているわけなので、その辺のところをよく考えて、地域の方々、その作付する方々との話し合いを進めて整備に取りかかっていたきたいというふうに思います。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 1点だけお聞きいたします。24ページの上段、介護基盤緊急整備ということで、先ほど説明では、湖聖会に小規模多機能施設に対する補助金で、これはトンネル事業だということなんですが、私ちょっとこの間条例のときにも出てきたかもしれませんけれども、いっどこにこれはできるのか、そして町として支援は何かあるのかどうか、その辺ちょっとお聞きいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 24ページ、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の関係ですが、これにつきましては湖聖会、前に覚えていると思うんですが、被災前に戸倉のほうに立地といいますか進出を予定しておりました。今回その被災になりまして、いろいろ土地を当たっておったんですが、やっと土地のめどが立ったというようなことで、戸倉ではないんですが、志津川地区に小規模多機能の施設を建設したいというふうなことでございます。これについては、県からの補助でございますので、県補助をそのままトンネル補助という形で、ですから、これについての町の補助というふうなことはとりあえずございません。事業者が県費の補助をいただいて実施をするというふうなことでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 志津川地区というんですけれども、具体的にもう決まったんですか。その土地の問題とか、そういうものに対して、前は慈恵園とかそういうところは、町の土地を提供したりして、いろいろ補助事業としてやった経緯があるので、その辺でどうなのかなと思って今質問しているんですが、全く町からの支援というかそういうものはなくても、事業者がちゃんと立ち上げてやると、そういうふうなものなんでしょうか。ちょっともう一度お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 詳細につきましては、沼田地区、今鳥畑運輸がある近くに、その土地を見つけたというふうなことで、事業者のほうで直接土地の交渉をして、そちらをお借りしたというふうなことを聞いております。今回の事業につきましては、戸倉に進出する時点から、事業者みずからがその土地を購入あるいは借地をするというふうなことで、事業者努力によってその辺をやっておりましたので、今回についても、町としてはなかなかこういう状況なので、土地を提供することはできないというような話をされたところ、自分たちで努力で土地を見つけたというふうなことでございますので、その辺についても事業者の負担で実施をするというふうなことでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 そうしますと、この間条例に出てきましたように、地域密着型という町の町民が優先的に入れる部分というか、そういうものもこの湖聖会では、この施設の中にはあるのかどうかということを最後にお聞きします。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 小規模多機能施設につきましては、全てが地域密着型というふうなことを前提にしているようでございますので、町内の方が対象というふうなことになりまして、今回5期の介護計画のほうにも、この分については復帰をするというふうなことで、25年度の後半あるいは26年度の前半からそのサービスが提供されるというような予測のもとに計画を立てております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ないようですので、これで13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明15日午前10時より委員会を開き、本日

の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明15日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時42分 閉会